

ごあいさつ



知立市では、平成24年に第1次となる「地域福祉計画」を策定し、地域の皆さんとともに、地域福祉を推進してまいりました。

ボランティア、NPO、サロンなど、助け合いの新たな仕組みが各地に形成されるなど、目指すべき地域の絆づくりが着実に歩を進めています。

しかしながら、今日課題となっている少子高齢化や核家族化的進行、生活や価値観の変化などは、個人や家庭を孤立させ、虐待や孤立死などの問題発生が危惧されています。

これら第1次計画期間における成果と課題を踏まえ、地域福祉をより推進させるため、「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」を基本理念とした「第2次知立市地域福祉計画」を策定いたしました。

また、このたびの計画策定にあたり、知立市社会福祉協議会の活動計画となる「第2次知立市地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。これを機に両者がより一層密に連携し、地域の皆さんとともに、よりよい地域福祉をつくりあげてまいります。

本計画では、今後5年間を計画期間とし、「地域福祉を育む意識づくり」、「地域福祉活動の促進」、「福祉サービスの利用促進」、「安全・安心の地域づくり」の4つの基本目標を掲げ、各施策を推進してまいります。

また、本計画の重点プロジェクトとして、地域ごとの課題を地域の皆さんと解決していくための仕組みづくりを位置づけます。地域の状況を理解し、皆さんが課題を自分ごととして考えていただけるような機会を設け、さらには市や社協も地域とともに課題を解決していく、ともに歩みを進められる体制を整え、支援してまいります。

みんなで“つくりあげる”地域福祉のため、皆さまのご協力をよろしくお願ひいたします。

最後に、計画の策定にあたりまして、熱心に協議を重ね、ご意見を賜りました知立市地域福祉計画策定委員会の皆さんをはじめ、ヒアリングやアンケートにご協力いただきました各団体、市民の皆さんに、心よりお礼申しあげます。

平成29年3月

知立市長
林 郁夫

ごあいさつ



平素は、知立市社会福祉協議会の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、人口減少社会の到来など、社会情勢は大きく変化してきております。また、地域社会や家庭の絆、相互扶助の機能が希薄化し、介護、子育て、社会的孤立、自殺や虐待、そして、子どもの貧困など、さまざまな社会問題が生じています。

こうした状況のなかではありますが、小さなまちだからこそ、支援を求めている方々や制度の狭間にいる方々のため、市民一人ひとりが地域で役割を持ちながら、相互に支え合い、「住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指すことが可能となります。

本会では、地域福祉を推進する機関として、その役割を市民の皆さんと一緒に果たしていきたいと考えています。

このたび、知立市の地域福祉の現状やこれまでの地域福祉活動の方向性、第1次計画の成果や課題を踏まえ、地域福祉をより効率的・効果的に推進するため、「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」を基本理念に、「第2次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を知立市と共同で策定いたしました。

市民の皆さんにおかれましては、この計画の推進と実行について、今後より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたりご尽力をいただきました知立市地域福祉計画策定委員会及び関係者の皆さんに心より感謝申しあげます。

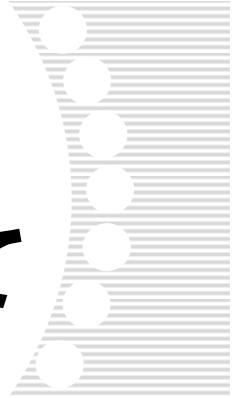
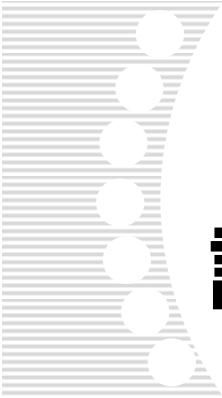
平成29年3月

社会福祉法人知立市社会福祉協議会

会長 鈴木 菲子

【目 次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	2
2 策定の背景	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
6 計画の推進にあたって	10
第2章 現状と課題	11
1 統計等からみる知立市の現状	12
2 アンケートからみる知立市の現状	21
3 ヒアリングからみる知立市の現状	24
4 第1次計画の評価	26
第3章 計画の基本的な方向	29
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 重点プロジェクト	32
4 施策体系	34
第4章 基本計画	35
基本目標1 地域福祉を育む意識づくり	36
基本目標2 地域福祉活動の促進	40
基本目標3 福祉サービスの利用促進	48
基本目標4 安全・安心の地域づくり	54
第5章 資料編	61
1 策定の経過	62
2 知立市地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
3 知立市地域福祉計画策定委員名簿	65
4 用語集	66



第1章

計画策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とはなんでしょうか？

「福祉」と聞くと、何を思い浮かべるでしょうか。介護や子育て、障がい者を支援するサービス、それらに関わる仕事などを連想する人も多いかと思います。自分が当事者でなかったり、当事者と関わることがなく、自宅と職場や学校の行き来のみで生活している人にはあまり身近に感じられないかもしれません。



しかし、福祉とは本来「幸福」や「生活への充足感」「豊かさ」を意味し、だれにとっても身近なものです。そのなかでも、身近な地域で、市民や福祉に関わる専門家や団体・ボランティアなどが協力し、だれもが安心して生活できるよう、地域の課題に取り組み、解決していくことを「地域福祉」といいます。地域福祉は、子育てや高齢、障がいなどで福祉サービスが必要となっても、誇りを持って、まちの一員として普通の生活を送ることができることを目的としています。

福祉＝「幸福」「生活への充足感」「豊かさ」

➡ 地域福祉＝地域でみんなが協力して、だれもが安心して生活できるようにすること



つまり… だれにとっても身近で、関わりのあるもの！



地域福祉の主役は「わたし」

地域福祉の主体となるのは地域と関わるすべての人です。福祉サービスを提供する行政や民間の事業所はもちろんですが、地域の市民同士が助け合い・支え合うことが地域福祉を進めるうえで何より重要です。

例えば…

- ・子どもたちが安心して登下校できるように見守りをすること。
- ・足が不自由な近所のおばあちゃんのためにゴミ出しをすること。
- ・まちで困っている車いすの人にちょっとした案内をすること。
- ・地域のイベントに参加し、地域のさまざまな世代の人と交流すること。

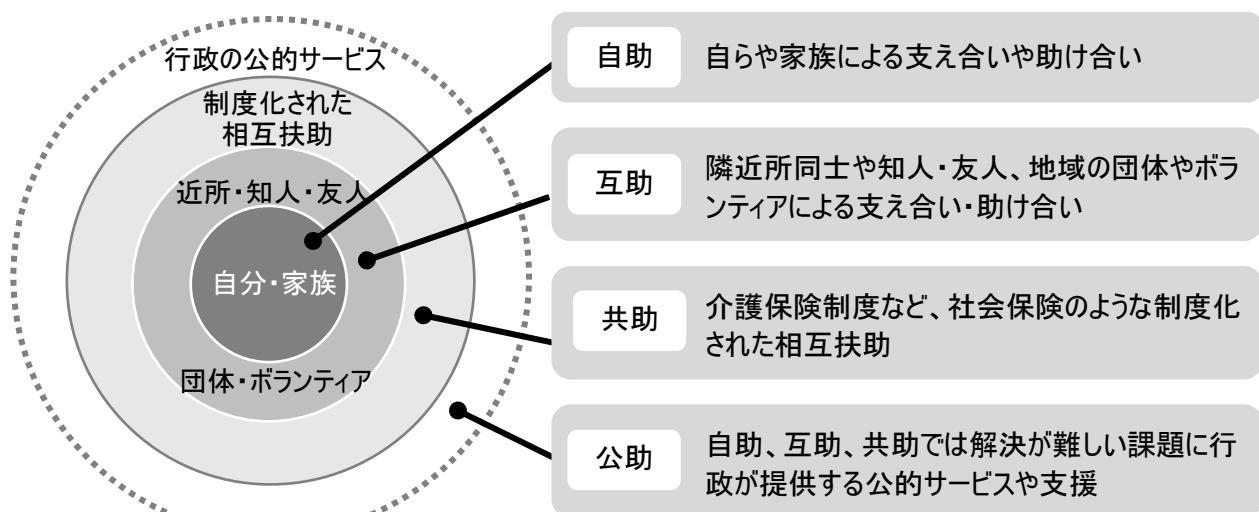
ちょっとした気づきや行動、地域のつながりを深めることが地域福祉を進める力になります。



(参考：「全国社会福祉協議会」「全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会/全国ボランティア・市民活動振興センター」ホームページ)

「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉を進めていくにあたり鍵となるのは、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれ役割を果たし、機能していくことです。それぞれの考え方や役割は以下の通りとなっています。



(参考：厚生労働省「地域包括ケアシステムの5つの構成要素と『自助・互助・共助・公助』」)

地域の規模によって異なる「できること」に応じた取り組み

地域福祉を推進するにあたっては、「日常生活のなかで隣近所と協力してやること」や「町内会単位や小学校区、市全体で連携してすること」など、地域の規模によって取り組む内容はさまざまです。

それぞれの地域で福祉活動の活性化を図るために、地域の範囲や特性に合わせた「できること」に取り組むことが大切です。

■地域の範囲と取り組み等の関係(例)

広域 ↑ ↓ 個別	範囲	取り組み	鍵となる人や組織
	市全体	地域での解決が難しい課題の解決 市全体の総合的な施策の推進	市／地域包括支援センター／社会福祉協議会／生活支援コーディネーター
	小学校区 や町内会	サロン活動や地域の見守り 清掃活動や交流活動	地区社協／町内会／民生委員児童委員／ケアマネジャー
	隣近所	日常生活のなかでの見守りや声かけ	個々の市民

2 策定の背景

認知症が進み自宅で暮らしていくことが困難な単身世帯の高齢者、子育ての悩みを相談できず子どもを虐待してしまう保護者、地震等の災害発生時に自力で避難することができない高齢者、障がい者、妊婦、外国人市民など、近年、さまざまな課題を抱える人々を地域でどう支えていくかが社会問題として顕在化しています。

国では終戦後、子育てや高齢者、障がい者などさまざまな福祉分野で公的サービスの整備に取り組んできました。また、近年ではNPOや民間企業の力をいかし、多様な福祉サービスが提供されています。一方で、少子高齢化の進行や、核家族の増加、人々の価値観や生活スタイルの変化により、地域のつながりは希薄化しているといわれています。

他方で、仕事以外での生きがいや役割を求めたボランティア活動への興味・関心の高まり、社会的な課題の解決を事業目的とするソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの興隆など、地域や社会との関わりを自ら求める人も増えています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしましたが、一方で家族や地域のつながりの重要性を見直すきっかけとなりました。

こうした社会状況のなか、少子高齢化は一層進行し、社会保障費は増加しています。地域で支援を必要とする人が増える一方、行政によるサービス提供だけですべての人を支えることは難しく、市民は自ら課題の解決に関わることが求められています。しかし、自身や家族の取り組みにも限界があり、隣近所や知人・友人、地域で活動する団体やボランティア等の「地域の力」がいかに発揮されるかが重要となっています。

本市は近隣市に大企業が立地し、恵まれた就労環境から若年者が多い人口構成となっています。また、知立駅周辺の整備が進み、今後も人口増加が見込まれます。一方で、市全体での高齢化の進行や、外国人市民が多い地域での共生のあり方など、市全域や地域ごとで取り組みが必要な課題がみられます。

本市では、平成24年に、行政が「知立市地域福祉計画」、また、知立市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が「知立市地域福祉活動計画」を策定し、「地域の絆でつくる 知立の輪・和・環」を基本理念として地域福祉の充実を図ってきました。一方で、上述した現状・課題を鑑み、行政の関係課や事業所、地域のさまざまな団体やボランティア、市民が連携し、地域で手助けを必要としている人を適切な支援にむすびつけることが求められています。

「第2次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）は、これらの状況を踏まえ、今後の本市や社協における地域福祉の方向性や重点的に取り組む課題等を示すために策定したものです。本計画の策定を契機とし、地域でさまざまな主体が連携し、市民だれもが住みよいまちとなることを目指します。

3 計画の位置づけ

1 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

(1) 一体的な策定について

本計画では、行政と社協が連携を強化し、地域福祉に関わるさまざま支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

(2) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、「社会福祉法」第107条を根拠とし、市町村が策定する計画です。本市の地域福祉を推進するうえで基礎となる理念や仕組みを示す基本計画であり、すべての市民が豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる社会をつくることを目的としています。

■社会福祉法の抜粋

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、社協が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画です。社協は、「社会福祉法」第109条を根拠とし、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。「地域福祉計画」に基づき、社協が市民や社会福祉に関わる人や団体とともに、地域福祉を推進することを目的としています。

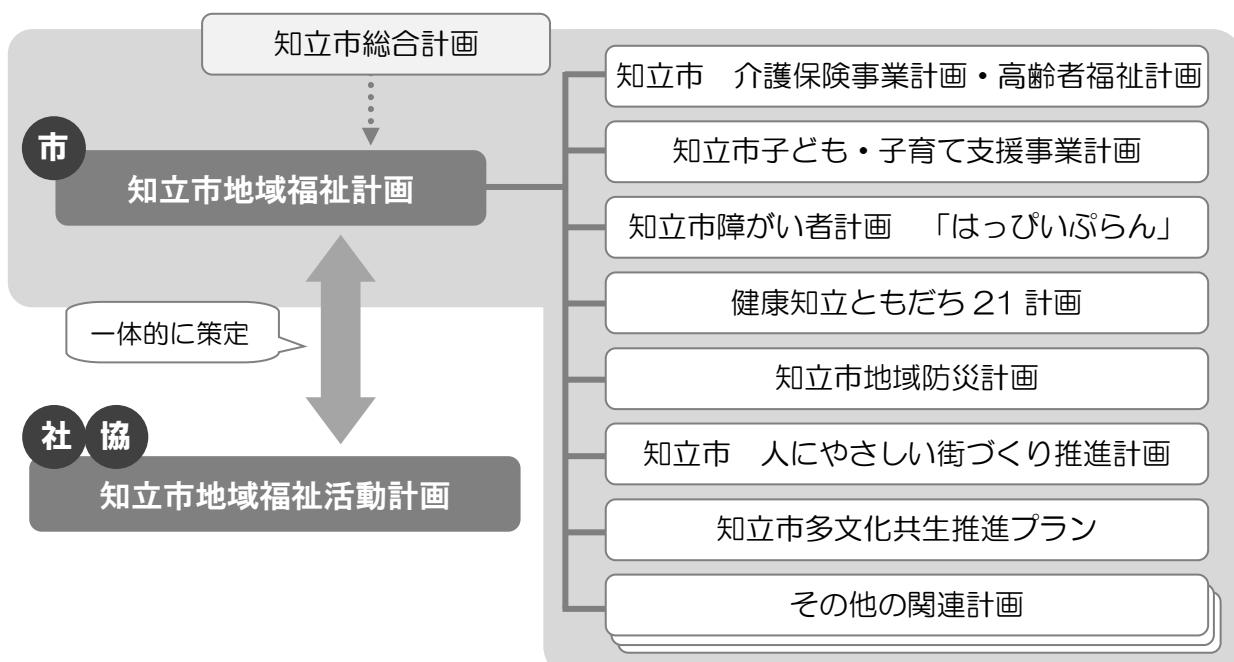
■ 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根拠法	「社会福祉法」第107条	なし (「社会福祉法」第109条の規定に基づく社協が活動計画として策定するもの)
目的	すべての市民が豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる社会をつくること	社協が市民や社会福祉に関わる人や団体とともに、地域福祉を推進すること
内容	地域福祉を推進するうえで基礎となる理念や仕組みを示す基本計画	社協が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
管轄	知立市	知立市社協

2 他計画との関連性

本計画は、本市の最上位計画である「知立市総合計画」の方向性に基づき、策定します。また、高齢者や障がい者、子育て支援、健康、防災等の各個別計画と整合性を図りながら、「地域」に主眼を置いた計画として策定します。

■「知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と他計画との関連性



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間です。計画の最終年度である平成 33 年度には、本計画の評価・見直しを行い、次期計画へと反映します。

	H22 年度	…	H24 年度	…	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	
知立市総合計画	…	…	…	…	…	●									→
市 知立市地域福祉計画			…	…	…	…	…								第6次
社協 知立市地域福祉活動計画			…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	→
知立市 介護保険事業 計画・高齢者福祉計画	…	…	…	…	…	●	→	…	…	…	…	…	…	…	→
知立市子ども・子育て 支援事業計画						●	→	…	…	…	…	…	…	…	→
知立市障がい者計画 「はっぴいぶらん」	…	…	…	…	…	●	→	…	…	…	…	…	…	…	→
健康知立ともだち 21 計画	…	…	…	…	…	●	→	…	…	…	…	…	…	…	→
知立市地域防災計画	●														→
知立市 人にやさしい街 づくり推進計画	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	→
知立市多文化共生推進プ ラン					●	→	…	…	…	…	…	…	…	…	→

5 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民や地域福祉活動に従事している市民の意見を把握するため、一般市民（20歳以上）、若年者（小学5年生・中学2年生）、地域福祉活動主体者（以下、「活動主体者」という。）を対象にアンケート調査を実施しました。（平成28年1月実施）

2 団体ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、地域福祉活動に従事している組織・団体（以下、「地域活動団体」という。）等の現状や今後の意向等を把握するため、地域活動団体やボランティアを対象に、シートの記入によるヒアリング調査を実施しました。（平成28年6月実施）

3 庁内ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、各課で実施している事業や連携の状況を把握するため、シートの記入による庁内ヒアリング調査を実施しました。（平成28年6～7月実施）

4 地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、本市の地域活動団体や有識者の専門的な視点を取り入れるため、「知立市地域福祉計画策定委員会」を開催しました。（平成28年5、7、8月実施）

5 パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民の意見・提案を計画に反映するため、「第2次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」を本市のホームページ等に公表し、パブリック・コメントを実施しました。（平成28年9～10月実施）

6 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政や社協の取り組みだけでなく、市民や地域活動団体、ボランティアの活動が重要です。それぞれの主体の役割を意識しながら、協働して計画を推進します。

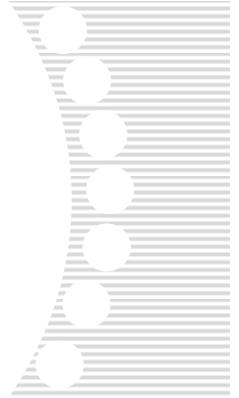
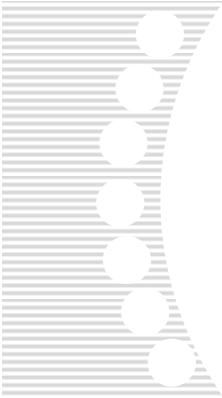
また、地域力の向上と効果的な計画推進のため、それぞれの地域でワークショップ等を開催し、地域の多様な主体間での現状・課題の共有や主体的な地域活動を支援します。（詳しくは「第3章 計画の基本的な方向」の「3 重点プロジェクト」(32、33p)に記載）

2 計画の進行管理・評価

本計画の検証・評価にあたっては、中間に進捗状況の確認、改善点の検討を行います。

計画期間の最終年度である平成33年度には、「知立市地域福祉計画策定委員会」で市民や地域活動団体、有識者等を交えた評価等を行い、次期計画の策定へと反映します。

また、社会情勢等の変化によっては、必要に応じて本計画の見直しを行います。



第2章

現状と課題

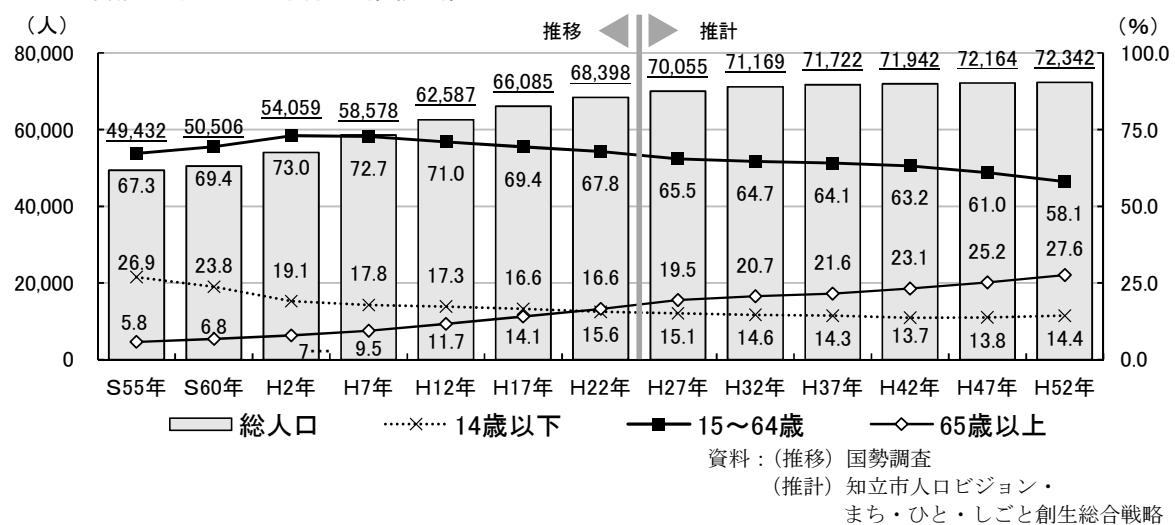
1 統計等からみる知立市の現状

1 知立市の人団の状況

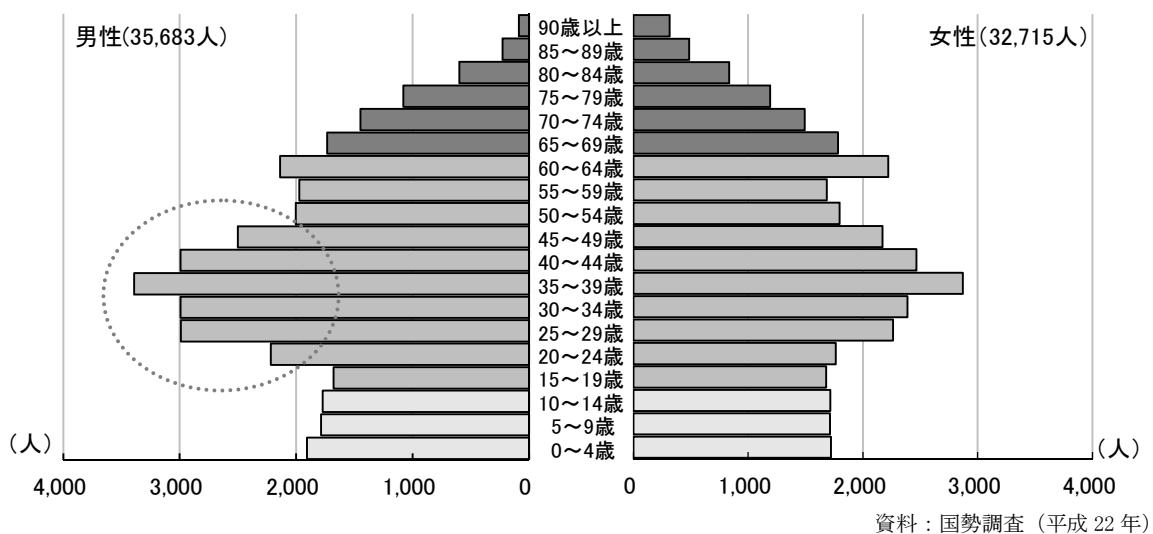
本市の総人口は年々増加しています。高齢者人口（65歳以上）割合は増加し続ける一方、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（14歳以下）割合は減少しており、この傾向は今後の推計でも継続することが見込まれています。

人口ピラミッドをみると、20～40歳代の男性が、同じ年齢層の女性と比べて多くなっています。（20～40歳代の男性 55.1%、女性 44.9%）

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移と推計

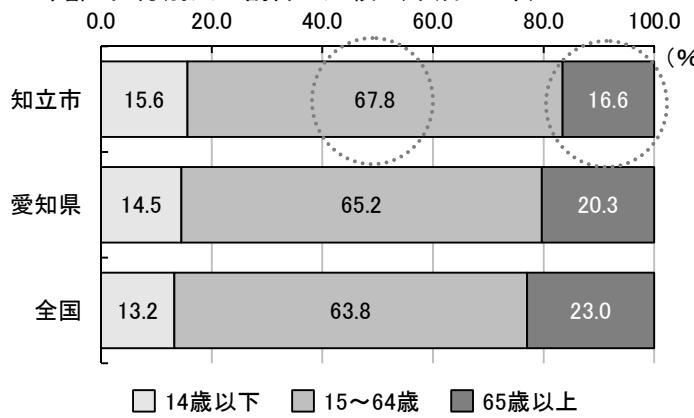


■人口ピラミッド（平成 22 年）



本市と愛知県、全国の年齢3区分別人口割合を比較すると、本市は生産年齢人口割合が高く、高齢者人口割合が低くなっています。

■愛知県、全国との年齢3区分別人口割合の比較（平成22年）



資料：国勢調査（平成22年）

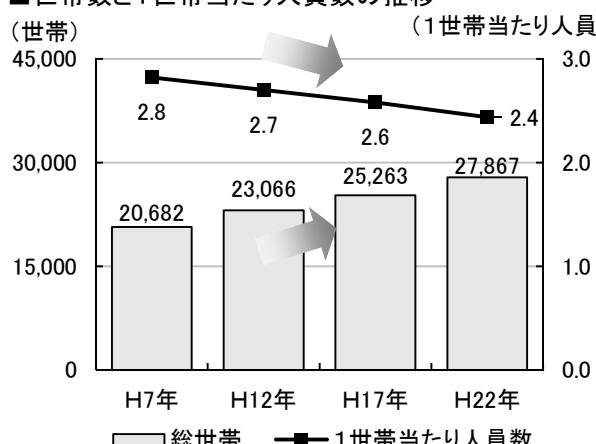
ポイント

- 働き盛り世代や子育て世代にあたる男性人口の割合が高い。
 - 今後、少子高齢化が進む。
- 少子高齢化による「支える人」「支えられる人」のバランスの変化に対応する必要がある。

2 知立市の世帯の状況

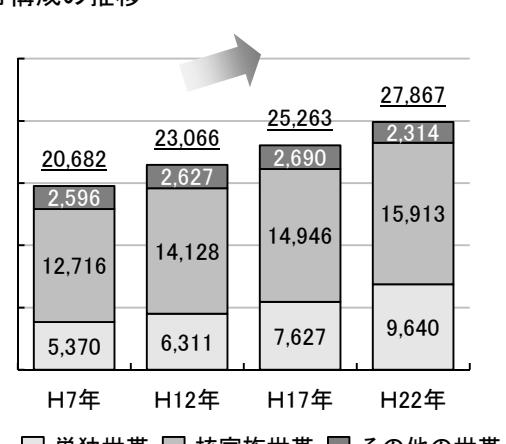
本市の総世帯数は年々増加していますが、1世帯当たり人員数は減少しています。世帯構成の推移をみると、単独世帯数、核家族世帯数は年々増加しています。

■世帯数と1世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査

■世帯構成の推移



資料：国勢調査

ポイント

- 総世帯数は増加しているが、1世帯当たりの人員数は減少している。
- 多世代世帯が減少し、家庭における支え合いの機能の低下が想定される。

3 知立市の出産・子ども・子育ての状況

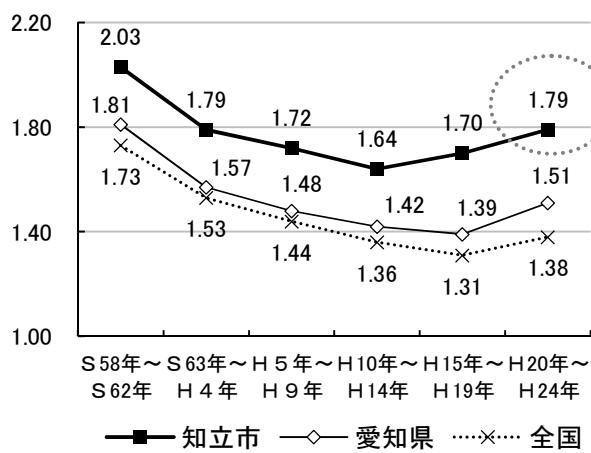
合計特殊出生率は、平成10～14年以降増加しています。また、愛知県や全国と比較して高い数値で推移しています。

就学前児童数は減少していますが、保育所に通う園児数は、公立・私立ともに増加傾向にあります。

母子・父子世帯数と児童扶養手当受給者数は、ほぼ横ばいとなっています。

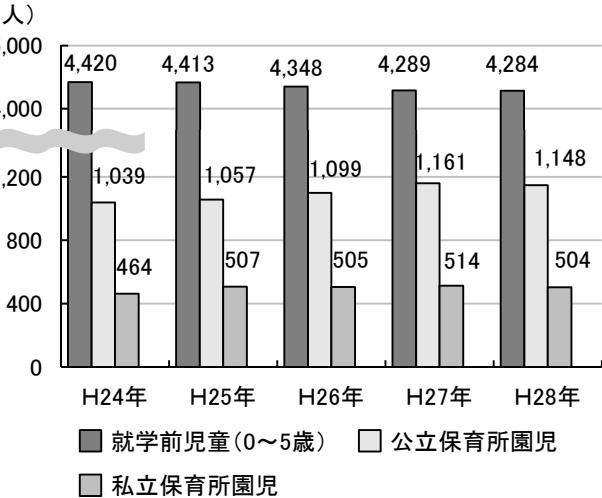
育児相談者数は、平成24年度以降減少しています。

■合計特殊出生率の推移



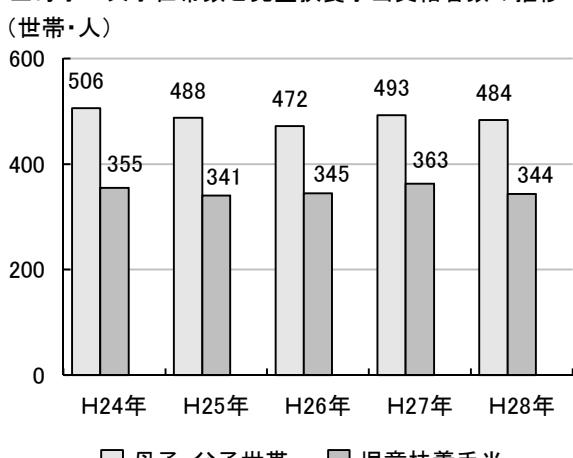
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

■就学前児童数と公立・私立保育所園児数の推移



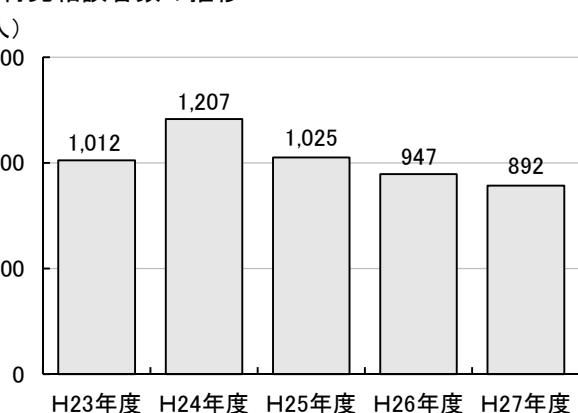
資料：子ども課（各年4月1日）

■母子・父子世帯数と児童扶養手当受給者数の推移



資料：子ども課、福祉課（各年4月1日）

■育児相談者数の推移



資料：ちりゅうの健康（各年度末）

ポイント

- 合計特殊出生率は愛知県や全国より高く、近年は増加している。
- 子どもの数は減少しているが、保育所に通う児童は増加傾向にある。
- 母子・父子世帯数、児童扶養手当受給者数は横ばい、育児相談者数は減少している。
- ➡ 保護者の就労状況や経済状況等、家庭の事情に合わせた子育て支援が必要となっている。

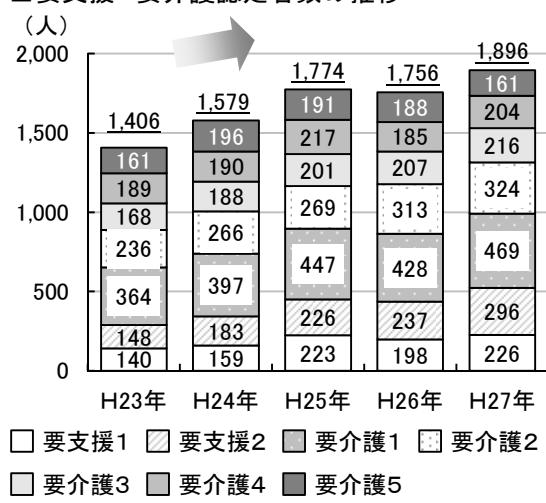
4 知立市の高齢者の状況

要支援・要介護認定者数は、要介護5を除き、いずれの介護度でも増加傾向にあります。また、高齢者人口に対する割合も増加傾向にあります。

前期（65～74歳）・後期（75歳以上）高齢者人口割合の推移・推計は、平成32年で後期高齢者が前期高齢者の割合を上回ることが見込まれています。

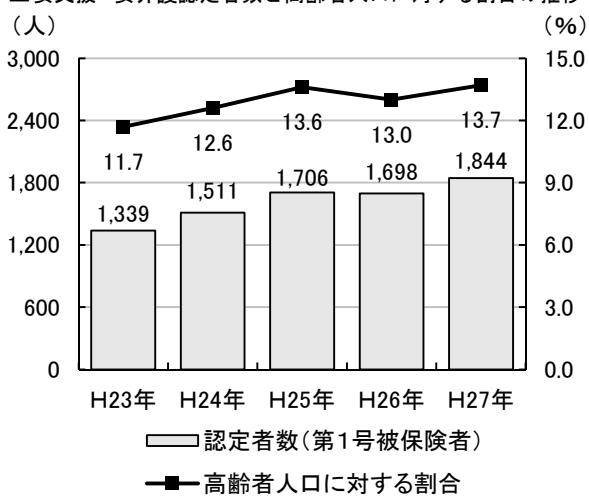
高齢者世帯数は、高齢単独世帯数、高齢夫婦世帯数いずれも年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省（各年10月1日）

■要支援・要介護認定者数と高齢者人口に対する割合の推移

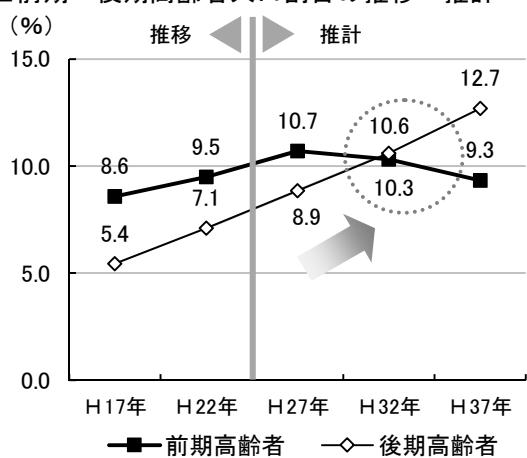


資料：【認定者数】厚生労働省（各年10月1日）

【高齢者人口に対する割合】

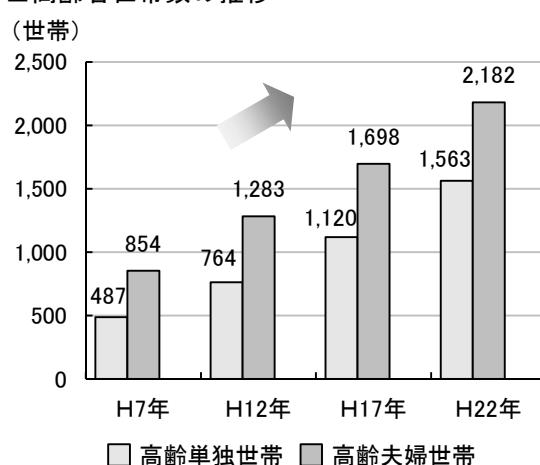
認定者数と住民基本台帳（各年10月1日）により算出

■前期・後期高齢者人口割合の推移・推計



資料：（推移）国勢調査
（推計）国立社会保障・人口問題研究所

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

ポイント

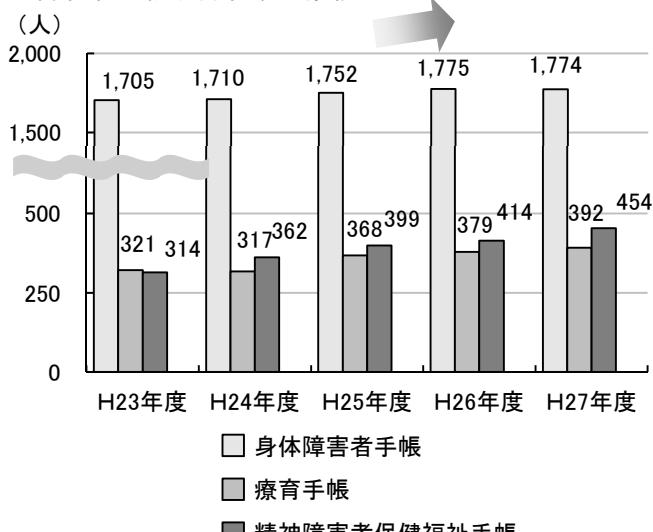
- 要支援・要介護認定者数は増加傾向にある。
 - 高齢者世帯数が増加している。
- 手助けを必要とする高齢者やその家族を支援へつなげるとともに、高齢者の活力をいかすことが期待される。

5 知立市の障がい者の状況

障害者手帳所持者数は、いずれの手帳でも増加傾向にあります。また、65歳以上の障害者手帳所持者数も増加しています。

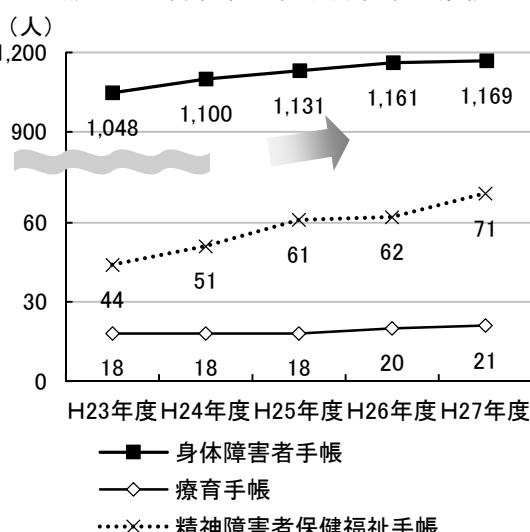
等級別にみると、身体障害者手帳所持者は3級、療育手帳（知的障がい者が取得する手帳）所持者はA判定、精神障害者保健福祉手帳所持者は2級の割合が高くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移



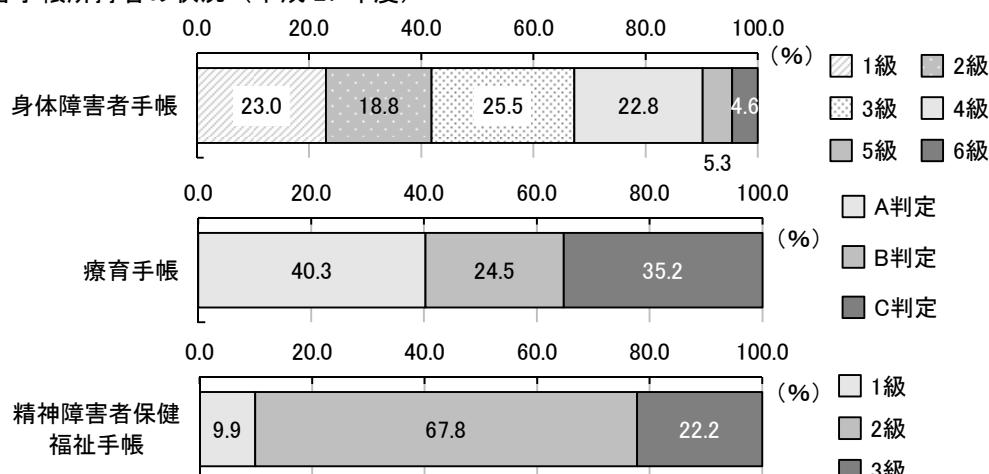
資料：福祉課（各年度3月31日）

■65歳以上の障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度3月31日）

■等級別障害者手帳所持者の状況（平成27年度）



※手帳はそれぞれ1級、A判定が最重度

資料：福祉課（平成28年3月31日）

ポイント

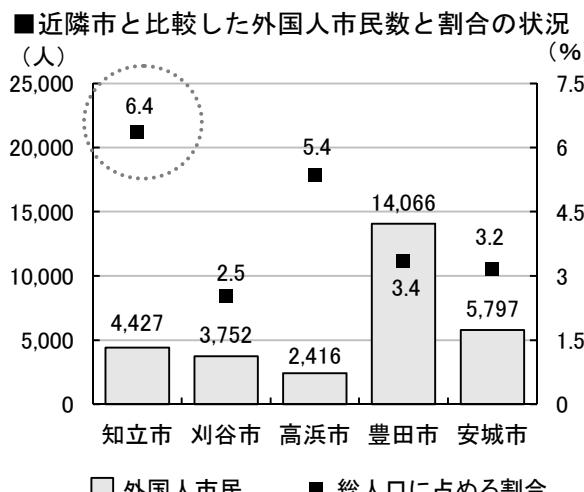
- 障害者手帳所持者数は増加している。
 - 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者は重度、精神障害者保健福祉手帳所持者は中度の割合が高い。
- 高齢化やサービス利用希望者の増加、ノーマライゼーションの考え方の広まりにより
障害者手帳所持者が増えており、個々の特性に合った支援が求められる。
障がい者及びその親の高齢化が進んでいるため、新たな支援体制の構築が求められ
ている。

6 知立市の外国人の状況

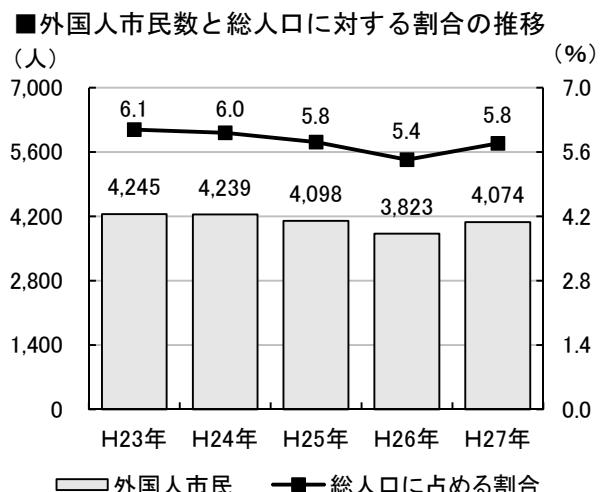
本市は、総人口に占める外国人市民の割合が愛知県で最も高く、6.4%となっています。外国人市民は、近年は減少傾向となっています。総人口に占める割合はほぼ横ばいとなっています。

国籍別にみると、ブラジル国籍が55.4%と多くを占めています。

日本語教育が必要な児童生徒数は増加しています。

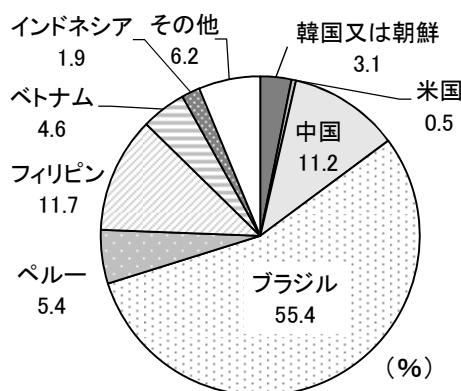


資料：法務省「在留外国人統計」(平成26年12月末)
(総人口は、愛知県統計課「あいちの人口」
総人口(平成27年1月1日))



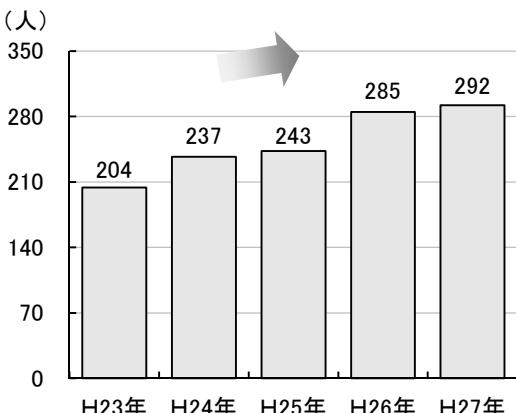
資料：市民課(各年4月1日)、
住民基本台帳(各年4月1日)より算出

■国籍別外国人市民割合の状況



資料：市民課(平成27年4月1日)

■日本語教育が必要な児童生徒数の推移



資料：学校教育課(各年5月1日)

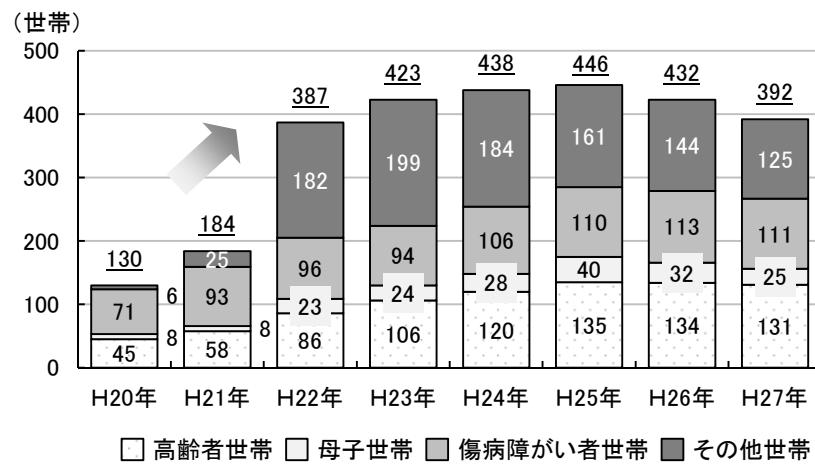
ポイント

- 外国人市民数は減少しているが、愛知県で最も外国人市民の割合が高い。
 - 中南米やアジア圏をはじめ、多様な国籍の外国人市民が暮らしている。
 - 日本語を母語としない児童生徒が増加している。
- 地域のコミュニティを形成するうえで、外国人市民の関わり方が重要であり、言語や文化を超えた交流が求められる。

7 知立市の生活困窮者の状況

被生活保護世帯数は、世界同時不況の影響から、平成22年で大きく増加していますが、平成25年以降は減少しています。平成22年では高齢者世帯数、その他世帯数が大きく増加しています。

■被生活保護世帯数の推移



資料：福祉課（各年3月31日）

ポイント

- 被生活保護世帯数は近年減少しているが、世界同時不況前の水準には戻っていない。
 - 高齢者世帯、その他世帯における保護世帯数が大きく増加している。
- 「生活困窮者自立支援法」施行にともなった支援整備が必要となる。

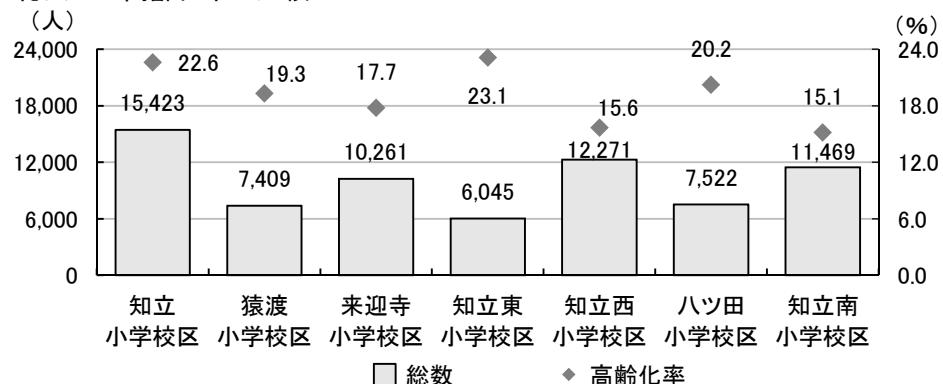
8 知立市の地区ごとの状況

小学校区ごとの総人口は、知立小学校区が最も高く、知立東小学校区が最も低くなっています。高齢化率は知立小学校区、知立東小学校区で高くなっています。

小学校区ごとの世帯数は、総人口と同じ傾向となっていますが、1世帯当たりの人員数は来迎寺小学校区、知立南小学校区が最も高く、知立東小学校区が最も低くなっています。

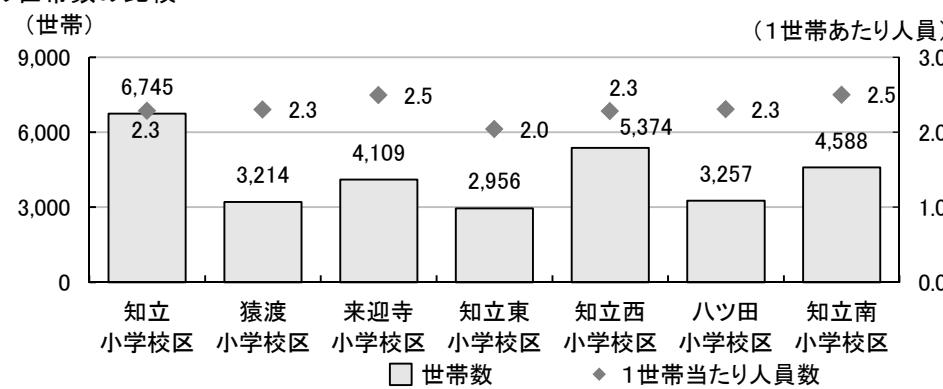
町別外国人市民数と総人口に対する割合は、市全体と比較して昭和地区が飛びぬけて高くなっています。

■地区ごとの総人口と高齢化率の比較



資料：安全安心課（平成 27 年 3 月末）

■地区ごとの世帯数の比較



資料：安全安心課（平成 27 年 3 月末）

■町別外国人市民数と総人口に対する割合

町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合	町名	外国人市民数	割合
長篠町	46人	3.2%	宝町	27人	6.9%	堀切	13人	2.6%	弘法町	6人	0.4%
東長篠	3人	1.1%	宝	33人	2.1%	広見	39人	4.1%	弘法	10人	2.0%
山屋敷町	82人	2.3%	西町	157人	4.9%	東栄	13人	1.5%	西中町	26人	1.9%
山町	89人	3.6%	西	59人	10.4%	新池	45人	3.0%	新林町	86人	1.7%
中山町	5人	0.9%	逢妻町	84人	3.6%	牛田	12人	2.9%	谷田町	124人	2.5%
内幸町	18人	1.9%	西丘町	5人	1.4%	南陽	63人	3.1%	ハツ田町	96人	3.7%
新地町	3人	0.7%	池端	9人	1.2%	昭和	2,354人	36.9%	牛田町	98人	2.2%
南新地	46人	3.4%	弘栄	0人	0.0%	鳥居	54人	3.3%	八橋町	90人	1.7%
中町	32人	4.8%	栄	1人	1.0%	上重原町	88人	3.2%	来迎寺町	15人	1.5%
本町	10人	2.6%	新富	6人	2.3%	上重原	51人	3.6%	合計	4,074人	5.8%
桜木町	52人	5.2%	長田	12人	1.7%	東上重原	12人	0.9%			

資料：住民基本台帳（平成 27 年 4 月 1 日）

ポイント

- 高齢世帯の状況や外国人市民の割合など、地区ごとに特徴がある。
- ➡ 地区ごとの状況に応じた取り組みが必要となっている。特に、高齢者や外国人市民も地域に参加等ができるような取り組みが求められる。

9 知立市の地域活動等の状況

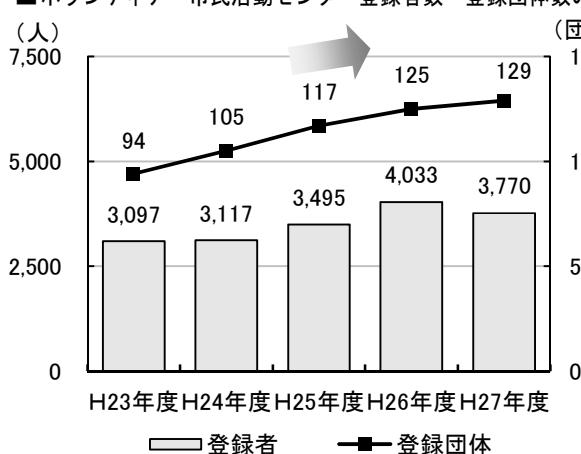
ボランティア・市民活動センターの登録者数・登録団体数は増加傾向にあります。登録者数は平成27年度では減少しています。ただし、平成27年度は登録しているが実際には活動していない人を除いた数になります。

町内会加入世帯数・加入割合は、横ばいの傾向となっていますが、平成27年度ではいずれも減少しています。

老人クラブ加入者数・加入割合は減少しています。

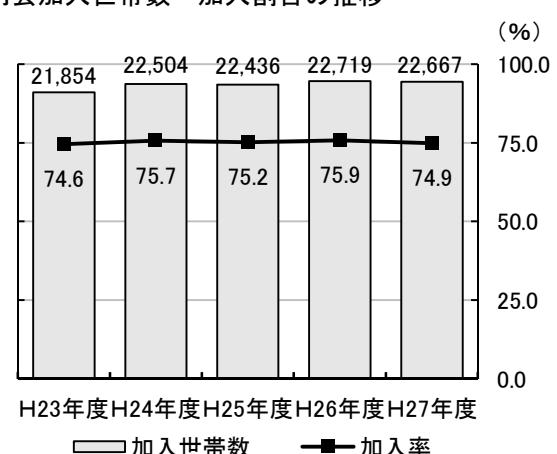
子ども会会員数・育成者数は、いずれもやや減少傾向にあります。

■ボランティア・市民活動センター登録者数・登録団体数の推移



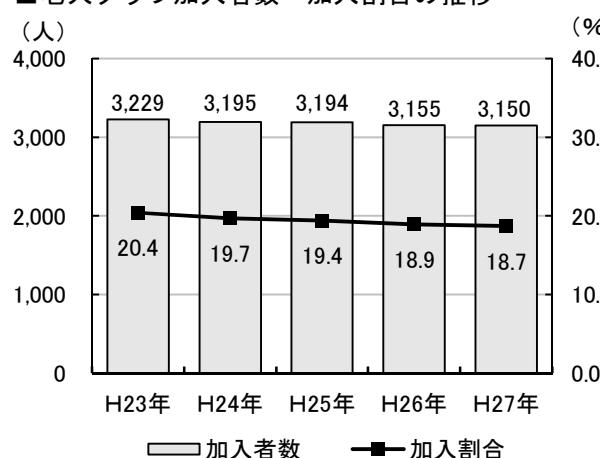
資料：知立市ボランティア・市民活動センター（各年度3月31日）

■町内会加入世帯数・加入割合の推移



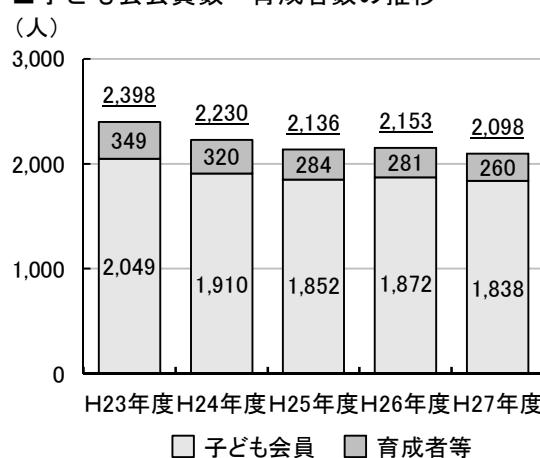
資料：協働推進課（各年度4月1日）

■老人クラブ加入者数・加入割合の推移



資料：長寿介護課（各年4月1日）

■子ども会会員数・育成者数の推移



資料：生涯学習スポーツ課（各年度12月1日）

ポイント

- ボランティア活動をしている市民・団体は増加している。
- 町内会や老人クラブ、子ども会に参加している人は、横ばい・減少傾向となっている。
- ボランティア活動参加者が地域福祉活動の担い手としても活躍できるような仕組みが求められる。

2 アンケートからみる知立市の現状

1 アンケートの概要

本市の地域福祉に対する市民の認識や意向、活動主体者の状況を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

区分	対象	期間	実施方法	配布数	有効回収数 (有効回収率)
一般市民	知立市に在住する20歳以上の男女	平成28年1月6日～1月22日	郵送配布・郵送回収	2,000	859 (43.0%)
若年者	知立市内の公立小中学校に在学する小学5年生及び中学2年生	平成28年1月13日～1月22日	各小中学校で直接配布・直接回収	1,350	1,308 (96.9%)
活動主体者	区長、民生委員児童委員、ボランティア・市民活動者、NPO活動者等	平成28年1月6日～1月22日	郵送配布・郵送回収	200	167 (83.5%)

※前回調査は平成23年に実施

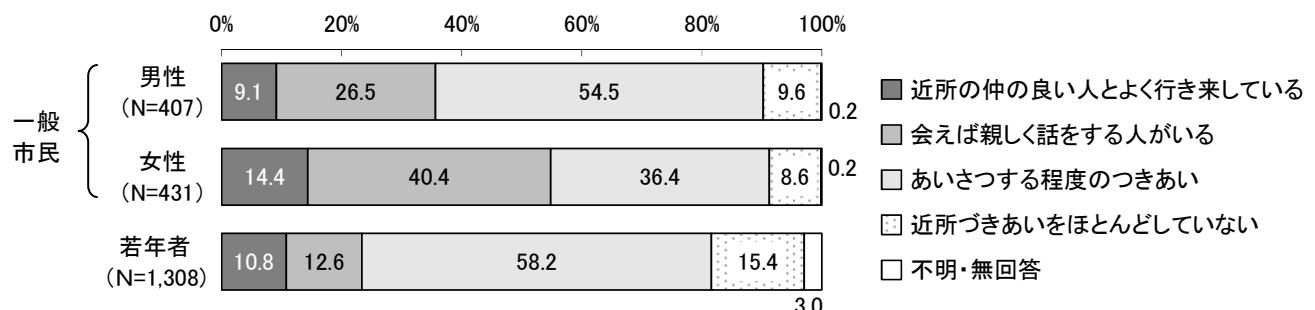
2 アンケート結果のまとめ

女性の近所づきあいが比較的高くなっている。

一般市民の近所づきあいは、男性では「あいさつする程度のつきあい」、女性では「会えば親しく話をする人がいる」が最も高く、男性よりも女性で近所づきあいが活発となっています。また、年齢が上がるにつれて近所づきあいが活発になっています。

若年者では「あいさつする程度のつきあい」が一般市民より高いものの、「近所の仲の良い人とよく行き来している」「会えば親しく話をする人がいる」は一般市民より低くなっています。

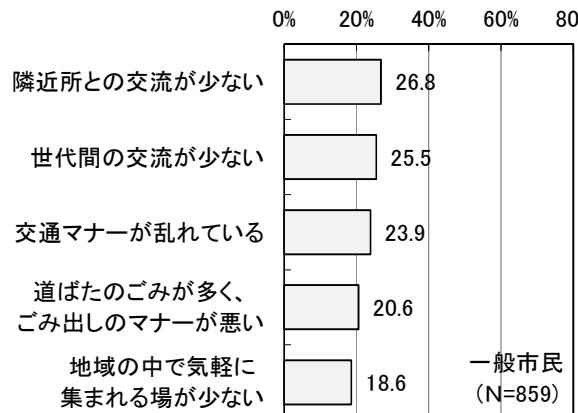
■（一般市民）近所づきあいの程度



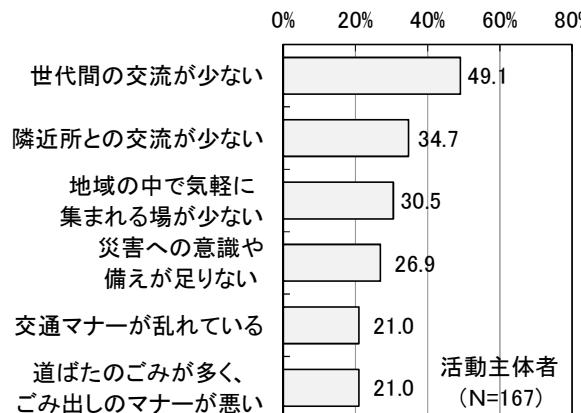
地域での交流・集いの少なさを課題と感じる市民が多い。

一般市民、活動主体者が考える地域の状況や課題は、「隣近所との交流が少ない」「世代間の交流が少ない」「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」など、交流や集いの機会・場所の少なさがあげられています。また、一般市民より活動主体者の方が強く課題を感じています。

■ (一般市民) 地域の状況や課題 (上位 5 位)



■ (活動主体者) 地域の状況や課題 (上位 5 位)

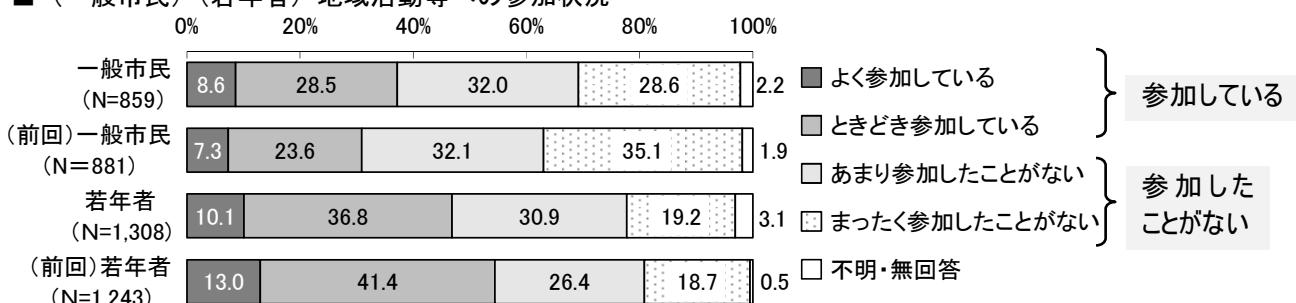


一般市民、若年者ともに地域活動に参加していない人が多い。

一般市民の町内会（自治会）などの地域活動への参加は、『参加している』（「よく参加している」 + 「ときどき参加している」）が4割弱と、『参加したことがない』（「あまり参加したことがない」 + 「まったく参加したことがない」）の 6 割程度を下回っていますが、前回調査と比較すると、『参加している』が増加しています。

若年者の地域活動や行事への参加状況は、『参加していない』がら割程度と『参加している』を上回っており、前回調査と比較しても『参加している』が減少しています。

■ (一般市民) (若年者) 地域活動等への参加状況

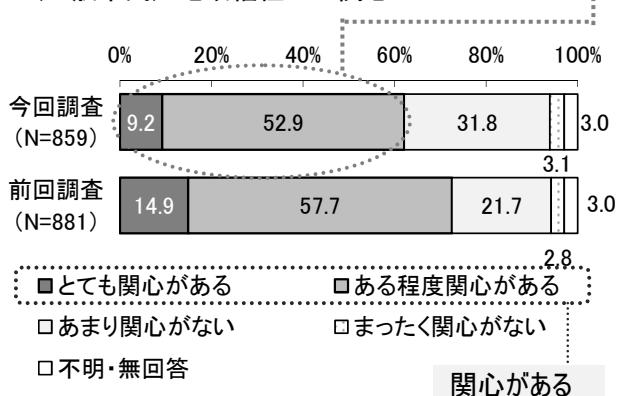


※若年者の選択肢は、平易な表現として「よく参加している」が「たくさん参加している」、「ときどき参加している」が「たまに参加している」、「まったく参加していない」が「参加していない」を使用している。

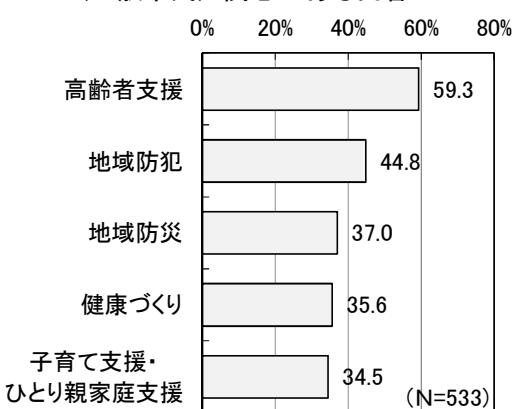
地域福祉への関心は前回調査時より減少している。

一般市民の地域福祉への関心は、『関心がある』（「とても関心がある」+「ある程度関心がある」）が6割強となっています。前回調査と比較すると、『関心がある』が減少しています。関心のある内容は、「高齢者支援」が最も高くなっています。

■ (一般市民) 地域福祉への関心



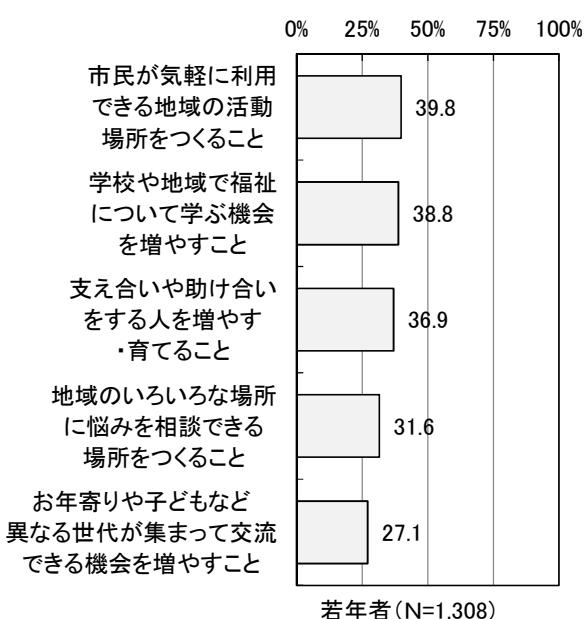
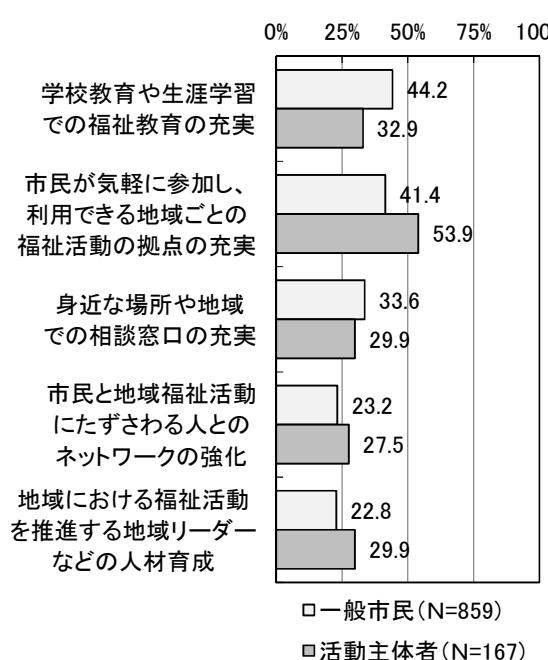
■ (一般市民) 関心がある内容



地域福祉の推進には、福祉教育や地域の拠点が必要と考える人が多い。

一般市民、活動主体者、若年者が考える地域福祉を推進するために必要なことは、一般市民、活動主体者では「学校教育や生涯学習での福祉教育の充実」「市民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実」、若年者では、「市民が気軽に利用できる地域の活動場所をつくること」「学校や地域で福祉について学ぶ機会を増やすこと」が高くなっています。また、福祉教育の推進や地域の拠点整備が特に求められています。

■ (一般市民) (活動主体者) (若年者) 地域福祉を推進するために必要なこと (上位 5 位)



3 ヒアリングからみる知立市の現状

1 団体ヒアリングの概要

本市で地域福祉活動に従事している組織・団体等の現状や今後の意向等を把握するため、シートの記入によるヒアリング調査を実施しました。

■ヒアリング調査の概要

対象	期間	実施方法
知立市の地域福祉に関わる8団体	平成28年6月1日～6月15日	ヒアリングシートの郵送配付・郵送回収

ヒアリング対象団体と概要（平成28年5月時点）

- NPOちりふコ・ラボ 会員数：2人 活動分野：子育て、まちづくり
- ふれあいサロンほっと宝 会員数：33人 活動分野：高齢者の居場所づくり
- 知立市地域活動クラブ連絡協議会 会員数：11人 活動分野：地域活動クラブの運営支援等
- わたの木 会員数：8人 活動分野：精神障がい者支援
- 西町サロン花しょうぶ 会員数：40人 活動分野：高齢者の交流・生きがいづくり
- ふれあいサロン山屋敷 会員数：12人 活動分野：高齢者・子育て親子の交流支援
- 手話サークル ささやき 会員数：30人 活動分野：聴覚障がい者との交流支援
- NPO法人みらい 会員数：20人 活動分野：外国人児童・生徒等への学習支援等

2 団体ヒアリング結果のまとめ

（1）情報提供について

- 団体のメンバーには高齢者も多いため、わかりやすい情報提供が必要
- 外国人市民に対して、多言語による制度等についての情報提供が必要
- 自ら積極的に収集しないと、助成金などの情報が入ってこない印象がある

（2）当事者理解の促進や福祉教育について

- 障がいについてある程度の理解は進んでいるが、それぞれの障がいの症状や接し方などについては、地域の人の理解はまだまだとなっている。回覧板や広報で啓発することが大切
- 障がい者の地域参加や就労の場が少なく、障がい者の気持ちや症状への理解が進まない
- 福祉まつりで「手話体験コーナー」を行っており、「手話を覚える」きっかけにしてもらっている
- 回覧板等を利用し、理解を深めることが必要

(3) 地域参加や交流の機会について

- 個々が熱い思いを持ち、住みよい地域社会を望んでいても、なかなか連携して行動に移すには至っていない。地域住民や行政、関係者が話し合う機会が必要
- 障がい者や高齢者、健常者が一緒にいる場所が少ない。高齢者、障がい者、低所得者などの問題を別々にせず、同じ要因を持っている問題として考えることが大切。縦割りの仕組みでなく、横でつながる仕組みが必要
- 「ちりゅうし子育てまちづくり座談会」では多世代、異業種が交流する場となっている
- 障がい者等が地域の行事に気軽に参加できる工夫がほしい

(4) 他団体や行政との連携、地域のネットワークについて

- 各団体の具体的な活動がわかりづらいので、大規模な交流会を実施してみてはどうか
- 団体同士でお互いの情報を交換・共有することが大切
- イベント等を共同開催するとよいのでは
- 行政や社協と話し合う場がない。課題を共に議論し、具体的な解決方法を提示する場が必要
- 一人暮らし高齢者のネットワークがあると良い
- 障がいがある場合、コミュニケーションの問題で連携が難しい場合があるので、行政側等で手話を覚えるなどの取り組みが必要
- 障がい者の当事者団体と職場に連携不足を感じる

(5) 団体活動について

- 団体の人員不足や偏りが課題となっている（男性参加者が少ない、役職者の不足、会員の不足による運営維持の危機等）
 - 団体のメンバーに高齢者が多く、移動が不便
 - 団体の運営について、時代にあったやり方が求められるが切り替えが難しい
 - 活動に対する運営資金の確保が課題となっているため、経済的な支援があるとよい
- ＜団体への参加促進のアイデア＞
- 住民の声を聞いたうえで、各団体がやりたいこととすりあわせる
 - 小学校などで活動について説明・宣伝する
 - 元気な高齢者や主婦に講習を受けてもらうことで、障がい者等への支援ができる人材の育成や活動参加を促す
 - インターネットの活用（ホームページ、SNS等）や、チラシの配布、広報への掲載をする

(6) 今後必要な取り組み・市への要望について

- 障がい者、外国人市民等の現状を、当事者の意見を聞いて、把握する必要がある（障がい者の経済的な状況や症状、外国人市民が日本人と同じように行政サービスを受けられるか、外国人の子どもの教育について等）

4 第1次計画の評価

第1次計画の進捗状況について、各種統計やアンケート、ヒアリングを踏まえて前回計画の基本目標ごとに、課題を以下のようにまとめました。

基本目標1 地域福祉を育む意識づくり

実施した取り組み

- 広報・啓発活動の充実
- 福祉教育の充実

第1次計画を踏まえた課題

- 広報媒体やイベント内容がマンネリ化しており、情報の取捨選択が必要となっている
- 地域で福祉について考える機会や、交流する機会が不足している
- 各種講座の認知度が低い
- 児童生徒に向けた福祉教育に関する講座等への参加者が少ない

基本目標2 地域福祉活動の促進

実施した取り組み

- 町内会活動への支援
- ボランティア活動への支援
- 活動拠点等の整備、支援
- 情報収集とネットワークづくり
- 社会福祉協議会の機能強化と地区活動の支援

第1次計画を踏まえた課題

- ボランティアが高齢化し若年者が不足しているため、新たなボランティアの確保・育成が求められる
- ボランティア・市民活動センターの認知度が低く、PRの必要がある
- ボランティア・市民活動センターの職員のスキルアップが求められる
- 市内の公共施設や備品が老朽化している
- 社協の人材が不足している
- 地区社協の設置について、地域ごとで理解を得る必要がある

基本目標3 福祉サービスの利用促進

実施した取り組み

- 福祉サービスの情報提供
- 総合相談体制の充実
- 介護予防と在宅福祉の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 地域における障がい者福祉の充実
- 権利擁護の推進

第1次計画を踏まえた課題

- 情報提供の充実により、サービスの早期利用へとつなげていく必要がある
- 情報提供機会が不足している
- それぞれの分野で、相談に応じられる人員の確保や育成が求められている
- 相談件数の増加に対応できる体制整備が必要となっている
- 成年後見センターの周知のため、関係者への説明会や広報活動の充実が求められる
- 虐待防止について、早期発見・早期対応や関係機関との連携体制の強化が求められる

基本目標4 安全・安心の地域づくり

実施した取り組み

- 地域における交流の場づくり
- 地域における見守り支援の充実
- バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進
- 地域における防犯活動の促進
- 地域における防災活動の促進

第1次計画を踏まえた課題

- 交流の場への参加者が高齢化しており、若年者の参加が少ない。また、参加者同士の横のつながりが不足している
- 交流の場に行政がどう関わっていくかを検討する必要がある
- 子育ての交流の場では継続的な活動ができないことが課題となっている
- 市民の防災訓練や防災講座への参加が少なく、意識醸成のための周知が必要となっている
- 避難行動要支援者への災害発生後の対応が課題となっている
- 福祉避難所の備蓄や運営方針について、整備する必要がある

第3章

計画の基本的な方向

1 基本理念

知立市民みんなで “つくりあげる” 地域福祉

戦後、日本では急速に経済成長や工業化・都市化が進み、生活に便利さや物質的な豊かさがもたらされました。一方で、「おたがいさま」や「支え合い」で成り立っていた地域社会の福祉的な分野も、行政等がその役割を担い、対価を払うことでサービスや支援を受けられるようになりました。

しかし、近年の地域社会では、高齢者や障がい者、生活困窮者などさまざまな支援を必要とする人の増加、価値観やライフスタイルの変化による多様な生活ニーズの発生など、さまざまな課題がみられます。これらの課題に対応していくには、行政や社協、事業所等のサービス・支援を充実させていくことはもちろんですが、かつて地域に息づいていた、「支え合いの力」をもう一度見直すことが求められています。

本市は、高齢化率が比較的低く、若い働き盛り世代が多い一方、新たに移住してきた市民は地域との関係性がうすくなりがちという傾向がみられます。また、コンパクトな市域ながら地区ごとに違いがあり、外国人市民の割合が高い地区があることも特徴です。

こうした状況を踏まえながら、だれもが安心して、暮らし続けたいと思えるまちづくりを進めるには、行政等から“与えられる”福祉サービス・支援を市民や地域が効果的に活用するとともに、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、自らできることに取り組むことで、“つくりあげる”福祉を充実させていくことが大切です。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」とし、本市の地域福祉施策を推進します。

2 基本目標

基本目標1 地域福祉を育む意識づくり

地域で支え合いの体制を構築していくには、まずはそれぞれの地域に目を向け、関心を持ち、地域の課題を身近なものとして捉えることが大切です。さまざまな方法で地域福祉について知る・学ぶ機会を提供することで、地域福祉を推進する基盤をつくります。

基本目標2 地域福祉活動の促進

地域福祉の推進にあたって、地域活動団体やボランティアは鍵となる存在です。地域活動団体やボランティア活動を支援することで、地域福祉の推進主体の確保・育成を図ります。

また、それぞれの団体・ボランティアの活動の活性化につながるネットワークづくりや、市民が気軽に交流できる場の整備を進めます。

基本目標3 福祉サービスの利用促進

近年、地域における課題は複雑化・多様化しており、行政や社協、事業所等だけでなく市民や地域活動団体によるサービス・支援の提供が重要となっています。公的な福祉サービスを適切に利用するための制度の整備や相談体制の充実を進めるとともに、市民や地域活動団体の活力をいかし、多様なサービスを提供できる基盤づくりに取り組みます。

基本目標4 安全・安心の地域づくり

地域でだれもが安全・安心に暮らしていくには、施設・道路の整備や日々の見守りの推進、防犯・防災対策など、ハード・ソフト両面の取り組みが必要となります。市民・地域・団体・行政・社協が一体となり、それぞれの役割に応じた取り組みを促進します。また、「生活困窮者自立支援制度」に基づき、生活困窮者等への支援を進めます。

●地域福祉活動ってなに？

地域福祉を進めるための活動のことで、市民や地域活動団体、ボランティア等が主体となって取り組む活動のことです。

●福祉サービスってなに？

法律や制度を根拠に、税金や保険料により支えられているサービスです。行政や社協、民間の事業所などにより提供されます。

III 3 重点プロジェクト

「知立市民みんなで“つくりあげる”地域福祉」に向けて

知立市の地域福祉の課題

● 支援を必要とする人が増加しています。

本市は比較的若い世代が多いですが、少子高齢化が進行しています。また、現代社会における福祉課題の多様化により、支援が必要な人が増加しています。

高齢化率(12P参照)

H2年 H22年 H52年(推計)
7.9% → 16.6% → 27.6%

要支援・要介護認定者(15P参照)

H23年 H27年
1,406人 → 1,896人

日本語教育が必要な児童生徒(17P参照)

H23年 H27年
204人 → 292人

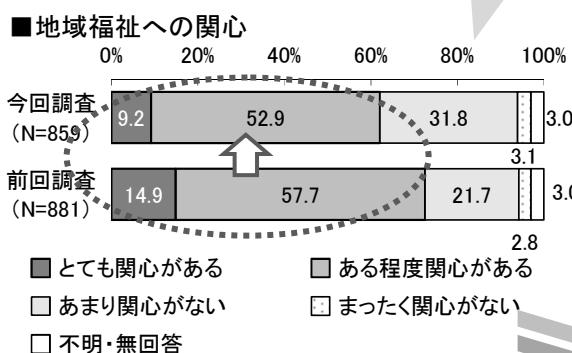
被生活保護世帯(18P参照)

H21年 H27年
184人 → 392人

● 地域力が低下しています。

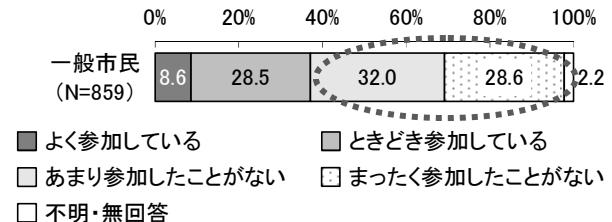
アンケート結果によると、地域福祉に関する人は前回よりも減少しています。また、地域活動への参加も、『していない』という回答が多くなっています。

「とても関心がある」「ある程度関心がある」が前回よりも減少



「あまり参加した事がない」「まったく参加したことがない」が多い

■ 地域活動等への参加状況



解決するには…?

これらの課題解決のためには、行政サービスをより充実させればよいでしょうか？

しかし、財政的にも行政サービスの提供には限界があります。また、行政サービスに頼ることが、地域で自ら課題を解決し、地域力を高める機会を奪ってしまうことも懸念されます。

本計画の重点プロジェクト

●支援を必要とする人の増加や地域力の低下に対応した仕組みづくりを各地域でスタートします！

同じ市内であっても、地域によって現状や課題、地域資源の分布はさまざまです。まずは、地域住民がそれぞれの地域の現状や特性を理解し、地域の課題を自分ごととして考える気運をつくることが大切です。そのために地域の現状や課題、地域の理想の未来を話し合い、共有するためのワークショップを地域ごとで開催し、地域住民の主体的な活動を促進します。

さらに、行政の分野横断的な支援組織の設置や社協との連携により、各地域のワークショップ結果の共有や、地域では解決できない課題に対する専門的な解決策の検討を行うことで、地域活動を継続的に支援し続ける仕組みをつくります。

これにより、各地域における地域力の向上や地域コミュニティの活性化が期待され、さまざまな分野で多様化する福祉課題に対して、一体的かつ横断的に取り組むことが可能となります。また、地域の特性に合わせた活動を促進するため、地域の状況に応じてさまざまな取り組みを推進します。

プロジェクトI 地域課題に市民が主体的に取り組み続けられる機会づくり

(主な内容)

地域の主体性を育むワークショップの開催と課題解決に向けた地域活動の支援

- ・現状の共有、課題確認、目指す未来像づくり
- ・活動の実践、地域コミュニティの活性化、新たな活動主体の形成

プロジェクトII 主体的に取り組む地域とともに歩き続ける仕組みづくり

(主な内容)

分野を横断した行政・社協による会議体の設置

- ・地域ワークショップ開催支援（地域との意見交換、情報発信、地域との課題共有）
- ・地域だけで解決できない課題を協議、解決策の検討、地域への結果の還元

◀▶目標数値

重点プロジェクトの目標数値として、以下の2点を定めます。

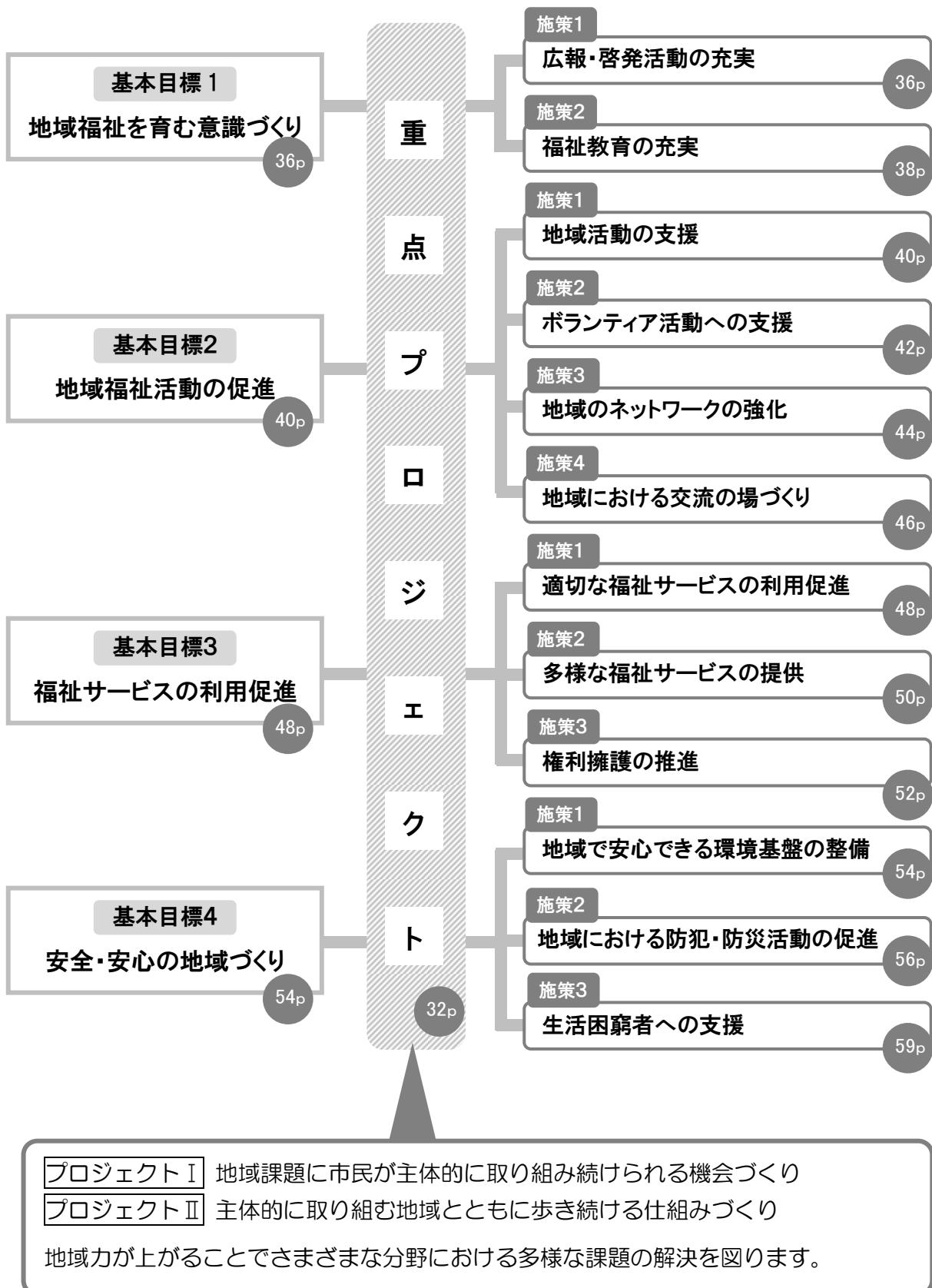
目標1：地域の福祉への関心（「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合）

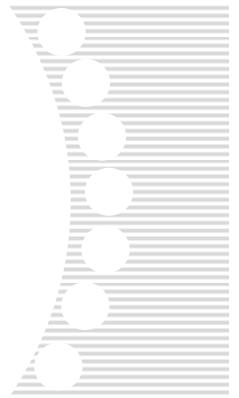
【H22：72.6% ⇒ H28：62.1% (↓10.5%) ⇒ H32 目標値：75.0%】

目標2：地域活動の参加状況（「よく参加している」「ときどき参加している」を合わせた割合）

【H22：30.9% ⇒ H28：37.1% ⇒ H32 目標値：50.0%】

4 施策体系





第4章

基本計画

基本目標 1 地域福祉を育む意識づくり

施策1 広報・啓発活動の充実

○ 現状・課題

- 本市の各地域で地域福祉を推進するには、市民一人ひとりが自分の暮らす地域や福祉活動に关心を持つことが大切です。
 - 本市では、さまざまな媒体を通じて、市民や地域活動団体へ地域福祉に関する情報を発信しています。今後は、あらゆる市民にとってわかりやすい内容や、多様な伝達方法を活用した情報提供が求められます。

統計・調査等より

- アンケート調査（平成28年実施）によると、一般市民の地域福祉への関心は、6割強となっていますが、前回調査（平成23年実施）よりも減少しています。関心の高いものは、「高齢者支援」「地域防犯」「地域防災」となっています。
 - アンケート調査によると、一般市民の社協の認知度は、年齢が上がるにつれて高くなっていますが、全体では3割程度となっています。
 - 福祉に関する情報の入手状況は、『入手できている』（「十分入手できている」＋「ある程度入手できている」）が3割程度となっています。入手先は「市の広報紙、ホームページ」「回覧板」が高くなっています。
 - アンケート調査の自由記述からは、当事者でないと福祉について全くわからないという意見がみられます。
 - 地域福祉活動団体へのヒアリング調査（平成28年実施）では、活動者には高齢者が多いため、わかりやすい情報提供が必要という意見がみられます。一方で、本市は働き盛り世代が多いため、それぞれの年代に応じた情報発信が必要となります。



地域を身近に感じられる・活動したくなる広報・啓発の充実

■■ 市の取り組み

- ◆ 「広報ちりゅう」や市ホームページにて、各種福祉サービスや福祉意識を啓発する情報を発信します。市ホームページにおいては、外国語翻訳機能や音声読み上げシステムによりだれもが情報を取得しやすいようにします。（福祉課・協働推進課・長寿介護課・健康増進課・子ども課）
- ◆ 町内会に対して、町内会回覧文書を通じて地域福祉に関する情報を提供します。掲載する情報については、適切に取捨選択し、わかりやすいものとします。（協働推進課・福祉課・子ども課）
- ◆ 外国人市民に対して、「広報ちりゅう」や市ホームページで地域に関する情報を提供します。（協働推進課）
- ◆ 保健・医療に関する関係機関に対して、衣浦定住自立圏地域医療連携ネットワークが発行するリーフレット等を配布します。（健康増進課）
- ◆ 福祉健康まつりや草の根フェスティバル等のイベントを通じて、地域福祉に関する意識啓発を図ります。（協働推進課・福祉課・長寿介護課・健康増進課）
- ◆ 障がい者の雇用や男女共同参画等の福祉に関する国や県の情報を、「広報ちりゅう」や市のホームページを通じて企業に発信します。（経済課）
- ◆ 啓発媒体の多様化や、新たな啓発機会の創出を図ります。（福祉課）

■■ 社協の取り組み

- ◆ 「福祉だより」（社協機関誌）や社協ホームページ、衣浦定住自立圏市民活動情報サイト「かりや衣浦つながるねット」（以下、「かりや衣浦つながるねット」）を通じて、福祉に関する情報発信を行います。また、多くの市民に関心を持ってもらえるよう、各媒体の内容やデザインの改善を図ります。
- ◆ 福祉健康まつりや社会福祉大会等のイベント開催により、地域福祉に関する意識啓発を図ります。
- ◆ 認知症や障がいの理解を進める講座の開催や事業を実施し、市民の理解促進を図ります。
- ◆ 視覚障がい者のために、音声CD「声の広報ちりゅう」をボランティアにより録音・配付します。

市民・家庭では…

- さまざまな媒体からの福祉情報の入手
- 地域福祉に関するイベント等への参加
- 講座等から学んだ知識・体験の周知・実践

地域・団体では…

- 市や社協から発信された情報の活用
- 地域福祉に関するイベント開催への協力

施策2 福祉教育の充実

現状・課題

- 地域で支え合いの仕組みを構築していくには、高齢者や子ども、障がい者等について正しく理解し、福祉への意識を高め、行動につなげていくことが大切です。特に、福祉サービス等を必要としていない市民にとって、福祉について学ぶ機会は、福祉サービス利用者を理解し、自らが支え合いの仕組みに関わることにつながります。
 - 本市では、社協が市内の学校を社会福祉協力校に指定し、福祉教育を行うとともに、児童生徒のボランティア活動を推進しています。また、市職員や教員に対しても福祉意識を高める研修等を実施しています。今後は教育内容について、より充実したものとしていくことや、学校だけでなく、家庭や地域で福祉教育に取り組むことが求められます。

統計・調査等より

- アンケート調査によると、地域福祉の推進に必要なこととして、一般市民、若年者、活動主体者、いずれも「福祉教育の充実」が上位となっています。また、一般市民が考える望ましい子どもへの福祉教育として、「学校だけではなく、地域や家庭とともに取り組むべき」が最も高く、次いで「授業の中で積極的に取り入れて行うべき」となっています。
 - アンケート調査によると、若年者では7割程度が福祉について学んだことがあると答えています。また、学んだことで8割強の若年者に気持ちの変化がありました。
 - 策定委員会では、福祉教育の方法として、障がい者等に対して「自分がどんなことができるのか」を考えるきっかけとなる福祉教育が大切であるという意見があげられました。

支援を求めている人を正しく理解し、行動につなげられる福祉教育の推進

市の取り組み

- ◆ 市内の学校での講演会や道徳の授業を通じて、高齢者や障がい者、外国人への理解を深める機会を提供します。（学校教育課）
 - ◆ 市職員に対して、「人権研修」や福祉に関する説明会を実施し、福祉意識の向上を図ります。（総務課・福祉課）
 - ◆ 教職員に対して夏季研修会で人権に関する講座を実施し、福祉意識の向上を図ります。（学校教育課）

- ◆ 福祉を自分ごととして考えることができるよう、学校や地域において副読本などを本市独自に作成・活用し、本市の地域特性に対応した福祉教育に取り組みます。（福祉課・学校教育課）

■■ 社協の取り組み

<学校教育における福祉意識の醸成>

- ◆ 小学校、高校で福祉実践教室を行います。また、中学校を含む市内全校で開催できるよう働きかけを行います。
- ◆ 市内すべての小・中学校・高校を社会福祉協力校に指定し、助成金の交付等により福祉活動を支援します。
- ◆ 校長研修や社会福祉協力校担当者会、教員初任者研修を通じて、教職員の福祉意識の理解と関心を促進します。

<地域における福祉意識の醸成>

- ◆ 小中学生、高校生を対象に青少年等福祉体験学習やふれあいきいきサロン体験、デイサービス体験を実施し、子どものボランティア参加を促進します。
- ◆ 町内会で実施する地区社協や、地域で実施されるふれあいきいきサロンの活動に、若者も参加・協力するよう呼びかけを行います。

市民・家庭では…

- 福祉教育に関する事業への参加
- 学校等で学んだ福祉の知識・体験の実践

地域・団体では…

- 学校や企業、地域における福祉教育への協力

基本目標 2 地域福祉活動の促進

施策1 地域活動の支援

● 現状・課題

- 町内会等をはじめとする市民の地域活動は、地域福祉を推進するうえで鍵となるものです。より多くの市民が関わることで、地域のまとまりを強くしていくことが期待されます。
- 本市では、町内会活動が行われていますが、地域により活動状況が異なっています。また、さまざまな媒体を通じて、各地域活動団体の活動状況を発信しています。今後は担い手となっていく人材の確保・育成につながる取り組みを強化していく必要があります。
- 現在、市内 6 つの町内会で助成金を活用した「地区社協活動」が実施されていますが、地域福祉をより一層推進するうえで要となる地区社協の立ち上げが求められます。

統計・調査等より

- 本市では、町内会や老人クラブ、子ども会への加入者は横ばい、減少傾向にあります。
- アンケート調査によると、一般市民で地域活動へ参加している人は4割弱となっています。年齢が高いほど参加している割合は高くなりますが、前回調査より減少しています。地域活動の内容は「町内会」が8割弱と最も高く、次いで「防災訓練」「子ども会」「ボランティア活動」となっています。
- アンケート調査によると、活動主体者が感じる活動上の課題は「役員のなり手がない」「新規メンバーの加入が少ない」が上位となっています。また、ヒアリング調査でも特に運営などを行う人材の不足や、男性や若年層の参加の少なさが課題としてあげられました。



地域で活動する主体者を増やす・育てる・支える取り組みの推進

□ 市の取り組み

- ◆ 活動状況や規模の違いを踏まえながら、地域福祉活動の担い手である町内会活動を支援します。(福祉課・協働推進課)
- ◆ 町内会について、加入案内や文化展の開催案内などを「広報ちりゅう」等に掲載し、広く市民に紹介します。(協働推進課)
- ◆ 地域活動団体に対して、公民館等の公共施設及び施設内の機器等の貸し出しを行います。(協働推進課・生涯学習スポーツ課)

- ◆ 公民館の新築・増改築・修繕等への補助金を支給し、だれもが利用しやすい施設とします。
(協働推進課)
- ◆ 地域の多様な地域活動団体に対して、助成金支給等の経済的な支援を行います。(福祉課・長寿介護課)

■■ 社協の取り組み

- ◆ 地域の課題を市民が協力し、自ら解決する組織である地区社協の設立を促進するとともに、安定した事業運営が行えるよう助成金を支給します。

市民・家庭では…

- 地区社協への理解・参加
- 町内会や地域活動団体等、自分ができそうな活動への参加
- 公共施設や助成金等の適切な活用

地域・団体では…

- 地域や団体で行っている活動の発信
- 地域活動団体への参加の呼びかけ
- 公共施設や助成金等の効果的な活用

施策2 ボランティア活動への支援

現状・課題

- 近年、余暇時間の活用や、仕事以外の生きがい等のためにボランティア活動に参加する人が増加しています。
 - 本市では、現在、ボランティア・市民活動センターが中核となり、各種ボランティア講座の実施や活動支援を行っています。今後は、参加意欲がある市民の意向を踏まえ、さまざまなボランティア活動につなげられるような情報発信や、活動機会の充実が求められます。

統計・調査等より

- 本市では、ボランティア活動団体や活動者は増加しています。
 - アンケート調査によると、一般市民のボランティア・市民活動は、『参加している』（「よく参加している」+「ときどき参加している」）が1割強となっています。一方、今後の参加意向については、『参加したい』（「ぜひ、参加したい」+「条件によっては参加したい」）が4割強となっており、その内容は、「高齢者への声かけや暮らしの見守り」「子どもたちの遊び相手や見守り」「地域の防犯パトロール活動」「地域の防災活動」が高くなっています。
 - アンケート調査によると、若年者のボランティア活動について、「今、参加している」が3.1%、「前に参加したことがある」が4割弱、「参加したことがない」が6割弱となっています。今後の参加意向については、『参加したい』（「ぜひ、参加したい」+「条件によっては参加したい」）が6割程度となっており、その内容は、「小さな子どもたちの遊び相手などになる活動」が高くなっています。



地域で活躍するボランティア活動の推進

■ 市の取り組み

- ◆ ボランティア活動の支援、拡充等を行うボランティア・市民活動センターに対して、運営の支援を行います。（協働推進課）

■ 社協の取り組み

- ◆ ボランティア・市民活動センターとして、交流スペースの一部開放等の活動場所の提供、機材の貸し出し、助成金の支給、制度の周知を行います。
- ◆ ボランティア・市民活動センター登録団体を対象に「ボランティア・市民活動連絡会議」を開催し、情報を共有します。
- ◆ 「福祉だより」（社協機関誌）や社協ホームページ、「かりや衣浦つながるネット」を通じて、市民にボランティア・市民活動センターの役割やボランティア情報を発信します。
- ◆ 「福祉だより」（社協機関誌）や社協ホームページ等の広報媒体や、ボランティア・市民活動センターの掲示板等を通じて、ボランティアへの参加を働きかけます。また、市内のボランティア情報をまとめた情報誌の作成を検討します。
- ◆ ボランティアや地域活動団体に対して、「かりや衣浦つながるネット」の利用方法講習会を開催し、情報発信を呼びかけます。
- ◆ 各種ボランティアの養成講座を実施します。また、より多くの市民が参加できるように、若年層等幅広い世代への働きかけや、気軽に参加できる講座、時代のニーズを捉えた講座等の開催を検討します。また、受講後にアンケート調査を実施し、魅力ある講座の開催につなげます。
- ◆ 安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア保険加入を援助・推進します。
- ◆ ボランティア・市民活動センター窓口によるボランティア団体の立上げ相談を実施します。
- ◆ ボランティアのさまざまな相談に適確に対応できるよう、ボランティア・市民活動センターの職員のスキルアップを図ります。

市民・家庭では…

- 興味があるボランティア活動への参加
- 友人・知人を誘いあつたボランティアが開催するイベント等への参加
- ボランティア・市民活動センターへの登録

地域・団体では…

- ボランティア活動に関する情報の発信
- 施設や助成金制度の効果的な活用
- さまざまなボランティア団体との交流機会への参加
- ボランティア・市民活動センターへの登録

施策3 地域のネットワークの強化

● 現状・課題

- 地域で多様な地域活動団体やボランティアが活動するなかで、地域活動団体、ボランティアが交流することは、情報交換の機会や活動の刺激となります。
- 要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの体制づくりが求められています。
- 本市では、それぞれの福祉分野において、行政や社協、地域活動団体等のネットワークの構築が図られています。今後は、関わりの少ない分野間でも連携できる体制をつくりあげていくことが重要です。

統計・調査等より

- アンケート調査によると、活動主体者の7割強は、他の活動者との連携があると答えています。また、今後も活動者の7割強が連携の必要性を感じており、連携したい相手としては、「社会福祉協議会」「民生委員児童委員」「自主防災組織」「老人クラブ」が上位となっています。一方、連携上の課題としては、「活動の進め方・決め方に違いがある」が最も高くなっています。
- ヒアリング調査では、地域のネットワークとして、「一人暮らし高齢者のネットワーク」「各団体の活動紹介をする大規模な交流会」「団体と行政・社協が話し合う場」等を求める意見があげされました。



地域内での連携強化と、市全体がつながる 分野を超えたネットワークづくりの推進

■ 市の取り組み

- ◆ 地域活動団体やボランティア等の交流機会を提供し、連携を支援します。（福祉課）
- ◆ 子育て支援に関する団体の連携を支援するため、講座の実施やサークル活動の支援を行います。（子ども課）
- ◆ 障がいに対するさまざまな相談に対応できるよう、地域自立支援協議会等で、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。また、市内小中学校や地域自立支援協議会と連携し、障がい児施策について体制を充実し、周知します。（福祉課）
- ◆ 障がいの有無に関わらず市民が交流できる機会の提供を検討します。（安心安全課、福祉課・学校教育課）
- ◆ 医療・介護・福祉の関係機関の連携を進めるため、在宅医療・介護連携推進協議会や生活支援・介護予防体制整備研究会を開催します。（長寿介護課・福祉課）

- ◆ 地域包括ケアシステムを実現するため、高齢者支援に関する各事業所や団体、介護支援専門員と連携し、地域ケア会議を開催します。（長寿介護課・福祉課）
- ◆ 多様な主体が連携し、公共的な活動が活発になるよう、地域、市民、ボランティア・NPO、市民活動団体、高校、大学、企業等が交流する場を設け、ネットワークづくりを促進します。（協働推進課）
- ◆ 行政と地域との調整の場である区長会や、町内会での問題課題の共有を図る区長意見交換会を開催します。（協働推進課）

■■ 社協の取り組み

- ◆ さわやかにいきサロングループの情報交換会を行い、地域の実情に見合った魅力あるサロンづくりを支援します。
- ◆ 地域課題の掘り起こしとその解決に向け、民生委員児童委員や町内会、自主防犯組織、老人クラブ、地域の福祉施設、ボランティアなどが連携できるよう、コミュニティソーシャルワークのできる体制を検討します。
- ◆ 行政や介護支援事業所、障がい者就労支援事業所、当事者団体等と支援ネットワーク会議を開催し、情報の共有や連携の強化を図ります。
- ◆ ボランティアによる障がい者サロンの開催を支援し、障がい者に関する団体の連携を促進します。
- ◆ 高齢者支援において、地域包括ケア会議での事例検討を通じて、地域社会の困りごとを把握します。また、ネットワーク会議を開催し、事業所等との連携を図ります。

市民・家庭では…

- 近隣市民との関係づくり
- 地域のネットワークへの参加
- 地域での困りごとを専門機関へ相談

地域・団体では…

- 同じ分野で活動をしている地域活動団体等との交流・情報共有
- さまざまな活動をしている地域活動団体等との交流・情報共有
- 行政や社協との情報共有や連携

施策4 地域における交流の場づくり

● 現状・課題

- 地域においてさまざまな人と交流することは、まちや地域への愛着心を高めるとともに、地域のなかで課題を抱えた人が孤立せずに、支援にむすびつくことにつながります。
- 本市では、介護予防や子育て支援、健康づくりなどの活動の場が、市民の交流を生み出しています。また、市民が主体となった国籍や世代を超えた交流の場も設置されています。今後は、地域の人が気軽に集える場を、身近な地域に整備していくことが求められます。

統計・調査等より

- 本市では、単独世帯数や核家族世帯数が年々増加しています。策定委員会では、親族がない新たな若い移住者は、地域との関係が希薄になっているという意見があげされました。
- アンケート調査によると、地域福祉の推進に必要なものとして、一般市民、若年者、活動主体者、いずれも「福祉活動、地域活動の拠点」「地域の活動場所」が上位となっています。
- ヒアリング調査では、子育て親子と高齢者の交流により、多世代や異業種の交流ができるという意見があげされました。



世代や国籍を超え、あらゆる市民が交流できる拠点づくり

■ 市の取り組み

- ◆ 高齢者同士の交流や介護予防につながる健康教育、生涯学習講座、介護予防教室等を開催します。また、高齢者サロンの運営費用を助成します。（長寿介護課）
- ◆ 幅広い世代が交流できる場として、健康づくり活動の支援や各種講座などを実施します。開催回数や参加者増加に向け内容を検討します。（協働推進課・福祉課・子ども課・長寿介護課・健康増進課・学校教育課・生涯学習スポーツ課）
- ◆ 各種語学講座の実施により、世代や国籍を超えた交流を図ります。また、知立市国際交流協会が主催するイベントや、地域活動団体「特定非営利活動法人みらい」による外国籍の子どもを含めた学習指導の実施を支援します。（協働推進課・生涯学習スポーツ課）
- ◆ 知立市多文化共生センター「もやいこハウス」のさらなる活用など、昭和地区をモデル地区とし、多文化共生の意識づくりを促進します。（協働推進課）
- ◆ 共働き家庭など留守家庭の小学生児童を対象に、「放課後児童クラブ」を実施します。また、「放課後子ども教室」との連携を図ります。（子ども課・学校教育課）

- ◆ 子育てに関する講座の開催や子育てサークル活動の支援により、子育て親子の交流を支援します。サークル活動については、継続的に運営できるような支援を行います。（子ども課・健康増進課・生涯学習スポーツ課・学校教育課）
- ◆ 地域の若者が交流できる講座を実施します。参加促進のため、開催日時等を検討します。（生涯学習スポーツ課）
- ◆ 地域とさまざまな主体が連携するきっかけをつくるため、意見交換の場、交流の機会を創出します。（協働推進課）

■■ 社協の取り組み

- ◆ 地域住民同士の交流や介護予防、生きがいづくりにつながるよう、ふれあいいきいきサロンの設立・運営の支援や、健康教育や介護予防教室を行います。
- ◆ 「介護予防だより」を通じて、新設サロンの紹介やボランティアの募集等の情報発信を行います。
- ◆ ひとり親家庭等を対象とした親子のふれあい、家族間の交流の場の設置や、当事者組織の支援を目的として、「ひとり親家庭等交流事業」を実施します。
- ◆ 障がい者がさまざまな活動に参加できる場の提供と、相互の交流を支援することを目的として、交流会事業を開催します。

市民・家庭では…

- 地域の交流の場への参加
- 交流の場に参加する際の友人や知人への声かけ

地域・団体では…

- 高齢者サロン等の地域の交流の場の運営
- 地域の交流の場への参加の呼びかけ
- 多くの人が参加しやすい場の雰囲気づくり

基本目標 3 福祉サービスの利用促進

施策1 適切な福祉サービスの利用促進

● 現状・課題

- 福祉サービスを市民が効果的に利用するためには、それぞれの課題に応じた多様なサービスの提供やわかりやすい情報発信、相談体制の充実が必要です。
- 本市では、各媒体を通じて、福祉サービスについての情報提供を行っています。また、それぞれの福祉分野や、分野を横断した総合的な相談体制が整備されています。今後は、よりわかりやすいサービス提供や相談の仕組みづくりを推進するとともに、福祉サービス提供の要となる社協の基盤強化が求められます。

- 統計・調査等より
- アンケート調査によると、一般市民が生活や地域での悩み等を相談できる相手や場所は「いる（ある）」が7割程度となっています。相談相手は「家族」が最も高くなっています。
 - 策定委員会では市や社協の相談の窓口の違いがわかりにくいという意見や、行政の横の連携を進めてほしいという意見があげされました。



支援を求める人に確実につながる福祉サービスの提供

■■ 市の取り組み

<福祉サービスの情報提供>

- ◆ 「知立の福祉」「介護予防だより」「知立市高齢者福祉マップ」「知立市障がい福祉マップ」等の多様な媒体により、福祉サービスに関する情報を提供します。また、はじめて福祉サービスを利用する人（保護者）に向けて、福祉サービス説明会を開催します。（福祉課・長寿介護課・健康増進課）
- ◆ 高齢者福祉や子育て支援、障がい福祉等さまざまな福祉関係団体に対して、協議会や講座を通じて制度や仕組みの情報提供を行います。（福祉課・子ども課・長寿介護課）

<総合相談体制の充実>

- ◆ 関係各課による子育てに関する相談体制を構築し、中央子育て支援センターの利用へとつなげます。また、中央子育て支援センターに相談支援専門員を派遣します。（子ども課・福祉課・健康増進課）

- ◆ 相談支援事業所と連携し、より専門的に、障がい者の相談に対応します。（福祉課）
- ◆ 各種健診や健康指導、講座の開催等により健康に関する相談に対応します。（健康増進課）
- ◆ 民生委員児童委員との連携により、それぞれの地域の相談体制を充実します。（福祉課・子ども課・長寿介護課）
- ◆ 障がい者や高齢者を介護する家族等の相談や交流の機会を提供します。（福祉課・長寿介護課・健康増進課）

<サービスの質と量の確保>

- ◆ 市内の福祉サービスを提供する事業所に対し、適切な指導や情報提供を行い、支援体制を充実させます。（福祉課）
- ◆ 障がい福祉に関して、相談支援会議の開催や事例検討、各種研修の実施により、相談員の資質の向上を図ります。（福祉課）

社協の取り組み

<福祉サービスの情報提供>

- ◆ 「福祉だより」（社協機関誌）、社協ホームページにより、福祉サービスの情報を発信します。また、パンフレット等の作成・配布により、それぞれの事業についての市民の理解を促進します。

<総合相談体制の充実>

- ◆ 高齢者福祉や介護に関する相談について、地域包括支援センターと在宅介護支援センターを拠点とし、総合相談体制の機能強化を図ります。
- ◆ 障がいに関する相談について、行政や事業所と連携して、障がい者相談支援センターを拠点に相談支援を行います。また、相談件数の増加に対応できる支援体制や、相談員の資質向上を図ります。
- ◆ 心配ごと（市民）相談所、法律相談窓口を設置し、さまざまな相談に対応します。

<サービスの質と量の確保>

- ◆ 社協の体制を強化するため、行政と連携し、財政基盤の確立や、人材の交流を図ります。また、情報発信等により社協の認知度の向上を図ります。

市民・家庭では…

- 各種福祉サービス情報の収集と活用
- 身近な人や専門機関への困りごとの相談
- 身の回りで課題を抱えている人に対する相談機関の紹介

地域・団体では…

- 各種福祉サービスの情報の収集と活用、メンバー間での共有
- 地域や団体活動のなかで課題を抱えている人のちょっとした相談への対応
- 地域や団体活動のなかで課題を抱えている人の各種相談機関・専門機関へのつなぎ

施策2 多様な福祉サービスの提供

● 現状・課題

- 生活スタイルや価値観の変化により、市民の生活ニーズは複雑化・多様化しています。行政や社協だけで対応することは難しいため、地域の活力をいかすことが不可欠となります。
- 本市では、さまざまな生活支援サービスを提供しています。今後は、住民互助のサービスの充実に向けて、高齢者福祉分野の総合事業（平成29年度より開始予定）や生活支援コーディネーターの配置（平成30年度より開始予定）に向けた準備を進めていく必要があります。

統計・調査等より

- 本市は、比較的若い年齢層が多くなっていますが、高齢化は進行しています。また、障がい者や生活保護受給者も増加しており、支援を必要とする人が増えています。



さまざまな主体の多様なサービス提供による地域の課題解決の推進

■ 市の取り組み

<住民互助による支援の実施>

- ◆ 平成29年度より開始する「新しい総合事業」への対応として、訪問介護・通所介護の多様なメニューの構築を進めます。（長寿介護課）
- ◆ 平成30年度より生活支援コーディネーターを配置するため、生活支援体制整備研究会で、地域で不足するサービスの把握・開発を行います。（長寿介護課）
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業により、援助会員による送迎や預かりなどの子育て支援を行います。（子ども課）

<生活を支えるサービスの提供>

- ◆ 高齢者のみの世帯に対して配食や家事援助などの生活支援サービスを提供します。（長寿介護課）
- ◆ 高齢者や障がい者など移動が困難な市民に対して、タクシーの利用助成等で外出支援を行います。（福祉課・長寿介護課）
- ◆ 一人暮らしの高齢者や障がい者等に対して、緊急通報装置を設置します。（福祉課・長寿介護課）

■■ 社協の取り組み

<住民互助による支援の実施>

- ◆ 各種ボランティア養成講座の開催や相談、業務紹介により、地域で多様なサービスの担い手となる人材を育成します。また、担い手となる人材確保のためのPRを行います。
- ◆ 市民が主体となるインフォーマルなサービスの提供体制を構築するため、さまざまな機関と連携しながら、制度の理解啓発や需給のコーディネートを行います。

<生活を支えるサービスの提供>

- ◆ 高齢者や障がい者など、移動が困難な市民に対して、ボランティアによる外出支援や、車両・車椅子貸与による支援を行います。また、新規ボランティアの確保に努めます。
- ◆ 福祉機器の譲渡仲介、「声の広報ちりゅう」発行、ボランティアによる訪問理美容サービス、紙おむつ支給などの高齢者や障がい者の生活を支えるサービスを実施します。

市民・家庭では…

- 隣近所の人へのちょっとした手助け
- 困りごとや課題の程度に応じた適切なサービスの利用

地域・団体では…

- 地域の不足している支援・サービスの把握
- 自分たちができる範囲での支援・サービス提供

施策3 権利擁護の推進

○ 現状・課題

- 全国的に高齢者や子どもへの虐待や、配偶者へのDVが増加しており、社会問題となっています。DVや虐待は、人の尊厳を奪うものであるため、国の制度を踏まえながら、本市でも早期発見・早期支援につなげていく必要があります。
 - 認知症の人や障がい者の増加にともない、日常生活の判断を自ら行うことが難しい人が増加しています。
 - 本市では、平成28年度より成年後見支援センターで相談窓口が設置されました。今後は、窓口の利用周知が急務となっています。



地域と行政、専門機関が連携した、あらゆる人の権利擁護施策の推進

市の取り組み

- ◆ 成年後見センターにおいて、成年後見制度や利用方法等について周知します。（福祉課）
 - ◆ 虐待等防止ネットワーク協議会において、虐待を防止するための各機関の連携や情報共有を行います。また、事業所等への啓発や、連絡体制の構築を図ります。（協働推進課・福祉課・子ども課・長寿介護課）
 - ◆ 高齢者への虐待については、地域包括ケア会議での情報共有を進めます。外国人市民が関わる虐待については関与できるよう、多様な機関と連携します。障がい者への虐待については、障がい者虐待防止センターで、虐待の通報・届出の受理や、相談、広報・啓発を行います。（協働推進課・福祉課・子ども課・長寿介護課）
 - ◆ 民生委員児童委員や地域組織等と連携して、高齢者、児童、障がい者に対する虐待防止、早期発見、再発防止等が行える体制を構築します。（福祉課・長寿介護課・健康増進課）
 - ◆ DV 等の相談者に対して、緊急性や危険性がある場合、各課と連携し対応します。それ以外の場合については、「女性悩みごと相談」にて対応します。（協働推進課）

社協の取り組み

- ◆ 判断能力が不十分な認知症の人や知的障がい者、精神障がい者等の権利を尊重し、擁護できるよう、成年後見制度の必要性について、周知や広報に努めます。
 - ◆ 判断能力や身体機能が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が安心して日常生活を送り、サービスを利用できるよう支援します。

- ◆ 成年後見制度の利用について、あらゆる相談に応じるとともに、手続きの支援を行います。
- ◆ 成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業の利用を促進するため、民生委員児童委員をはじめとした関係者に説明を行い、制度の周知を図ります。
- ◆ 各機関と連携し、虐待と疑われるケースへの早期介入や、虐待が発見された際の行政への通報を行います。また、行政と連携し、訪問等による事実確認やケース会議の開催、要保護者への支援等を行います。
- ◆ 認知症に対する理解を深め、若い世代から地域全体で認知症の人やその家族を支援するため「認知症サポーター養成講座」を開催します。
- ◆ 認知症に対する理解促進や相談の場、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集う場として「ひまわり（認知症）カフェ」を開催します。

市民・家庭では…

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解
- 隣近所で虐待や DV 等の疑いがみられた際の行政や社協、その他専門機関への通報

地域・団体では…

- 地域や団体の活動のなかで、虐待や DV 等の疑いがみられた際の行政や社協、その他専門機関への通報

基本目標 4 安全・安心の地域づくり

施策1 地域で安心できる環境基盤の整備

○ 現状・課題

- 地域で安心して暮らすには、隣近所が顔見知りとなり、お互いに声をかけあえる関係性をつくることが大切です。つながりができることで、地域からの孤立を防止することが期待されます。また、市民が地域でさまざまな活動に参加し、いきいきと暮らしていくには、施設や道路環境の整備が必要です。
 - 本市では、さまざまな団体により、子どもや高齢者の見守り活動が行われています。また、地域で安心して外出や活動ができるよう、施設や道路環境の整備も進んでいます。今後は、それぞれの見守り活動を継続していくことや、活動主体者同士が情報を共有し、地域で支援を必要としている人を把握しておくことが求められます。また、だれもが利用しやすい環境の整備も必要となります。

統計・調査等より

- アンケート調査によると、支援を必要とする周囲の人への手助けや協力ができるかについて、一般市民では『手助けしたい』（「積極的に手助けしたい」＋「必要に応じて手助けしたい」）が7割弱となっています。また、手助けの内容は「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。
 - アンケート調査によると、若年者の3割弱は「知らない人と出会って危険を感じたことがある」と答えています。また、若年者の近所へのあいさつは「たまにしている」が最も高くなっています。
 - ヒアリング調査では、地域活動団体の活動の際に、特に高齢者の移動が困難という意見がみられました。



声かけ・見守りやバリアフリーの推進による安全・安心な地域の基盤づくり

□ 市の取り組み

＜地域における見守り支援の充実＞

- ◆ 民生委員・児童委員による見守りや、高齢者への訪問調査を行います。（福祉課・長寿介護課）
 - ◆ 子どもの登下校の見守りを行う自主防犯パトロール団体の活動を支援します。（福祉課）

<だれもが過ごしやすい住居や施設の整備>

- ◆ 市営住宅のバリアフリー化や公共施設の多目的トイレの設置など、知立市ユニバーサルデザインガイドラインに基づき、だれもが使いやすい施設整備を進めます。（建築課・生涯学習スポーツ課・都市計画課）
- ◆ 高齢者や障がい者の住宅改修のための費用を助成します。（福祉課・長寿介護課）
- ◆ 県や国の補助金等を活用し、需要に応じたグループホームを整備します。（福祉課・長寿介護課）

■■ 社協の取り組み

<地域における見守り支援の充実>

- ◆ 地域の小単位での草の根活動的な見守りや、軽度の支援を行うボランティアを養成します。
- ◆ 紙おむつ等支給事業として、民生委員児童委員が対象者宅へ紙おむつを配付することにより、寝たきり高齢者等の見守りを行います。
- ◆ ふれあいいきいきサロンを訪問し、相談等に対応することで、地域の現状把握を行います。

市民・家庭では…

- 隣近所への日々のあいさつや声かけ
- 住宅改修の助成等の適切な利用

地域・団体では…

- 地域や団体での子どもや高齢者の見守り
- 【企業等】所有する建造物のバリアフリ化

施策2 地域における防犯・防災活動の促進

● 現状・課題

- 本市でも大きな震災の発生が予想されるなか、市民の防災意識は高まっています。東日本大震災や熊本地震による学びをいかし、日頃から防災・減災活動に取り組むことが重要です。
- 本市では、市民や行政、社協によりさまざまな防災活動が実施されています。また、福祉避難所の設置など、福祉課題を持つ人に対する災害時対策も進めています。今後は、より市民の防災意識を高める働きかけをし、日ごろからの地域のつながりづくりへむすびつける必要があります。
- 近年、高齢者や子ども、障がい者を対象とした悪質な犯罪が増加しており、地域での防犯対策を強化していくことが求められます。
- 本市では、市民による見守りや不審者情報の発信などの防犯活動が行われています。今後は、防犯意識を高める啓発活動や、家族や地域の声かけ等により防犯対策を進めることが大切です。

統計・調査等より

- アンケート調査によると、一般市民で災害時の移動や情報入手等で手助けを「必要とする」人が2割程度となっています。そのうち7割程度は、手助けしてもらえる人がいますが、3割弱は「いない」と答えています。
- アンケート調査によると、一般市民の緊急事態発生時の自力で避難できない人等への対応は「助けを求められたら、手助けする」、「自発的に手助けする」が高くなっています。また、災害時に手助けが必要な人への取り組みは「地域・隣近所の中で日頃から住民同士が協力できる体制をつくる」が最も高くなっています。避難場所の認知度は8割強、「自主防災組織」の認知度は5割弱となっています。



地域のつながり強化による防犯・防災対策の推進

市の取り組み

<防犯活動の支援>

- ◆ 市民の防犯意識を向上させるため、啓発等の活動を実施します。また、携帯電話やスマートフォンへの不審者情報配信の利用拡大を図ります。(安心安全課)
- ◆ 地域活動団体等に青色防犯パトロール車等のパトロール備品を貸出・配布し、地域の防犯活動を支援します。(安心安全課・福祉課・長寿介護課・学校教育課)
- ◆ 犯罪被害者等に対する相談や専門的な支援へのつなぎなどの体制整備を図ります。(安心安全課)

<防災活動の実施>

- ◆ 総合防災訓練や自主防災訓練の実施、防災マップや防災カルテの配布により市民の防災意識の向上を図ります。訓練は、市ホームページや「広報ちりゅう」を通じて周知します。(安心安全課・学校教育課)
- ◆ 避難行動要支援者名簿の作成や、自主防災会連絡協議会での協議を通じて、避難行動要支援者を把握します。(安心安全課・福祉課・長寿介護課)
- ◆ 市内 7 力所にある福祉避難所の運営方針の決定や備蓄の充実を図ります。また、福祉避難所での利用者に対する支援を行います。(安心安全課・福祉課・子ども課・長寿介護課・健康増進課)
- ◆ 「避難支援プラン」に基づき、町内会や民生委員児童委員と連携した避難支援体制を構築します。(福祉課・長寿介護課)
- ◆ 自主防災会連絡協議会等の開催やリーダー研修の実施により、自主防災組織の活性化を図ります。また、若年層への参加を呼びかけます。(安心安全課)
- ◆ 消防団の装備改善や機能別団員の充実を図ります。(安心安全課)
- ◆ 外国人市民も災害時に支援者として活躍できるよう、意識啓発や訓練への参加呼びかけを行います。(安心安全課)
- ◆ 小学校や保育所で新任の教員や保育士に向け、災害に備えた初任者研修を行います。また、対象者の拡大を図ります。(安心安全課)

■■ 社協の取り組み

<防災活動の実施>

- ◆ 行政が実施する総合防災訓練へ参加し、知立市災害ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行います。
- ◆ 市民の自主的な防災組織である知立市防災ボランティア連絡会の活動や体制整備を支援します。
- ◆ 碧海5市共同で災害ボランティアコーディネーター養成講座や、防災ボランティア養成講座を実施し、災害時に備えた人材を育成します。
- ◆ 西三河ブロック災害担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、西三河ブロック社協災害協定に基づく訓練を実施します。

市民・家庭では…

- 不審者を見かけた際の通報
- 個人や家族での避難所や災害時の連絡方法等の確認
- 災害時に一人で避難できない人の隣近所での把握
- 防災訓練や災害ボランティア養成講座等への参加

地域・団体では…

- 地域でのパトロール等の実施
- 自主防災組織や消防団への参加の呼びかけ
- 避難行動要支援者の名簿作成への協力
- 地域での避難支援体制の構築と確認

施策3 生活困窮者への支援

● 現状・課題

- 国では平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が開始され、生活困窮者（就労しづらい、住居がない等の人）を支援する体制の整備が進められています。
- 本市では、平成27年4月より生活困窮者自立支援相談窓口が福祉課と社協に設置されています。今後も、生活に困難を抱えている人が適切に支援を受けられるよう、窓口や制度を周知していく必要があります。

統計・調査等より

- 本市では、リーマンショック後生活保護受給者が激増しています。近年ではやや減少しているものの横ばいの傾向となっています。
- アンケート調査によると、一般市民が考える生活困窮者を支援するために重要な施策は、「自立に向けた相談支援」が最も高く、次いで「就労に向けた準備の支援」「生活困窮世帯の子どもへの学習等の支援」となっています。



制度の狭間をつくらない生活困窮者への支援

□ 市の取り組み

- ◆ 「広報ちりゅう」や市ホームページ、リーフレット等により、生活困窮者自立支援制度や相談窓口の情報提供を行います。（福祉課）
- ◆ 福祉課窓口で生活困窮に関する相談に対応します。また、即対応できる相談体制を確立するため、窓口の場所や人員配置について検討します。（福祉課）
- ◆ 自立相談支援機関における生活困窮者の支援方法の協議や、地域での社会資源の創出を行う支援調整会議を行います。また、会議開催回数の増加を検討します。（福祉課）
- ◆ 「就学援助制度」の対象として認定された児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の援助を行います。（学校教育課）
- ◆ 生活困窮者に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業の利用促進や就労準備支援事業委託、ハローワークインターネットオンラインサービス等の活用により、就労を支援します。（福祉課）
- ◆ 子どもの学習支援事業において、生活困窮家庭を支援するとともに、利用状況等に応じて、ひとり親家庭等も支援対象に加えます。また、孤立しないような居場所づくりを検討します。（福祉課・子ども課・学校教育課）
- ◆ 住居確保給付金事業の実施等により、生活困窮者の経済的支援を行います。（福祉課）
- ◆ 国や県の方向性と整合を図りながら、子どもの貧困対策に取り組みます。（福祉課）

■ 社協の取り組み

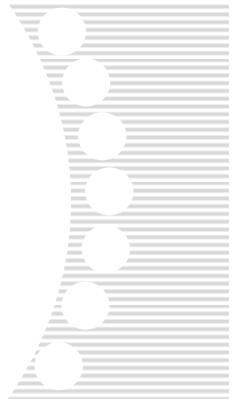
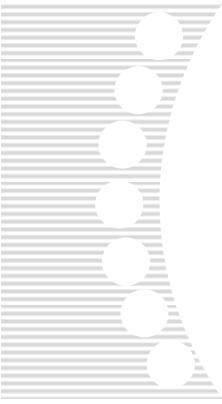
- ◆ 「福祉だより」（社協機関誌）や社協ホームページを通じて生活困窮者自立相談支援に関する情報提供を行います。また、高齢者や障がい者の相談等を通じ、必要な場合には制度紹介を行う、民生委員・児童委員に研修会で説明するなど、周知を行います。
- ◆ 生活困窮者自立相談支援センターにおいて、生活に困窮している人等の相談に応じ、自立に向けた支援をします。
- ◆ 生活困窮者が安定して就職活動が行えるよう、住宅確保給付金の受給申請を支援します。
- ◆ 生活困窮者が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、資金の貸付を行います。
- ◆ ハローワーク自立促進事業に同行するなど、すぐに就労することが困難な人の早期就労を支援します。また、引きこもりや派遣契約切れになった人等、制度の狭間で孤立している人への支援を行います。
- ◆ 児童扶養手当受給者、障害者福祉手当受給者等を対象に歳末義援金を支給します。

市民・家庭では…

- 生活困窮者自立支援制度の適切な理解と活用
- 隣近所で把握できる生活に困っている人に関する情報提供

地域・団体では…

- 地域や団体活動での生活に困っている人の把握、行政・社協や専門機関への情報提供



第5章

資料編

1 策定の経過

年月日	内容
平成 28 年 1 月	知立市地域福祉計画・知立市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査の実施 ・一般市民意識調査 ・若年者意識調査 ・地域福祉活動主体者調査
平成 28 年 5 月 20 日	第1回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉の概要、地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 (2) 地域福祉に関する知立市の現状 (3) 計画策定スケジュール、計画の策定体制
平成 28 年 6 月	団体ヒアリング調査の実施 ・地域福祉活動に従事している組織・団体（8団体）
平成 28 年 6 月～7 月	庁内ヒアリング調査の実施
平成 28 年 7 月 29 日	第2回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画素案について (2) 検討部会の開催について (3) 今後の地域福祉計画策定スケジュールについて
平成 28 年 8 月 18 日	第3回 知立市地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画素案について (2) 今後の地域福祉計画策定スケジュールについて
平成 28 年 9 月 16 日～ 10 月 14 日	パブリックコメントの実施

2 知立市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、知立市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める知立市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、知立市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査し、及び協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が策定される日までとする。ただし、所属する機関の役職等をもって委嘱された委員の任期は当該役職等にある期間内とし、同委員の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 市長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(策定部会)

第7条 委員会に次に掲げる事項を処理するため、知立市地域福祉計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 地域福祉計画の基礎指標等の資料収集、分析並びに分析結果の検討及び協議に関すること。
 - (2) 地域福祉計画の素案の総合調整及び策定に関すること。
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選によって定め、副部会長は部会長が指名する。
- 5 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、福祉子ども部福祉課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3 知立市地域福祉計画策定委員名簿

機 関	団体名等	役職名	名 前
地域住民代表	一般公募委員		山 本 恒 慈
			山 田 瑞 奈
福祉関係等 諸団体の代表	知立市社会福祉協議会	会長	鈴 木 恭 子
	知立市区長会	監査	市 原 健
	知立市民生・児童委員連絡協議会	会長	若 松 黙
	知立市身体障害者福祉協議会	副会長	磯 貝 美 紀 枝
	知立手をつなぐ育成会	会長	○永 井 淳 子
	かとれあ福祉ネット	副理事長	原 山 照 男
	知立市子ども会育成連絡協議会	環境福祉委員長	中 村 絵 理
	知立市老人クラブ連合会	副会長	岡 田 浩
学識経験者	日本福祉大学教授		◎蔭 山 英 順

◎：会長 ○：副会長

(順不同：敬称略)

4 用語集

用語	内容
S N S	Social Networking Service の略。インターネット上で友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス（サイト）。最近は、会社や組織の広報としても利用されている。
N P O	民間非営利団体 (Non-Profit Organization) の略。営利を目的とはせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。
ケアマネジャー	介護支援専門員。要介護者や要支援者の相談にのり、心身の状況に応じたサービスを受けられるようケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や、市町村、事業所等との調整を行う。
権利擁護	自己の権利の表明や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、代理人が権利やニーズ獲得を行うこと。
減災	災害時におこりうる被害を最小化するための取り組み（ダメージコントロール）。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていくこうとする。
コミュニティソーシャルワーク	コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域で支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行う。
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。ソーシャルビジネスが社会的課題全般の解決を目指すのに対し、コミュニティビジネスは地域的な課題に特に着目する。
サロン	高齢者や障がい者、悩みを聞いてほしい母親など、地域を拠点として住民が運営していく楽しい仲間づくりの活動。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行っている。
生活困窮者	現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う。平成 25 年制定、平成 27 年施行。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくために、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
ソーシャルビジネス	地域社会の多種多様な課題解決に向けて、住民、NPO、企業などが協力しながらビジネスの手法を活用して取り組みを行う。
地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めるための方法。

用語	内容
地域コミュニティ	地域に住む人と人のつながり。地域住民が主体となり、地域づくりに関する活動をしていく団体・組織（集団）のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が住みなれた地域（日常生活圏域）で、自分らしい暮らしを営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく提供される仕組みのこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置している。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫やパートナー（別れた夫や交際中の恋人も含む）から振るわれる身体的・心理的暴力のこと。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
認知症	生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営むうえで支障が出ている状態
認知症サポート	認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の人やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。
ノーマライゼーション	「障がい者を排除するのではなく、障がいを持っていても健常者と平等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマル（普通）な社会である」という考え方。
バリアフリー	障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とをつなぐ事業。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われたり、要配慮者等のためにバリアフリー化が図られたりしている避難所。
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の相談に応じたり、必要な援助を行うなどして、社会福祉の増進に努める者。地域の子どもの見守りや子育ての相談に応じる「児童委員」と兼務する。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境をデザインする考え方。

第2次知立市地域福祉計画・地域福祉活動計画【平成29年度～平成33年度】

発行年月：平成29年3月

発行：知立市・社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

編集：知立市 福祉子ども部 福祉課

〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地 電話 0566-83-1111（代表）

社会福祉法人 知立市社会福祉協議会

〒472-0012 愛知県知立市ハツ田町泉43番地（知立市福祉の里ハツ田内）

電話 0566-82-8833